



# インド投資ガイド

2019



# 目次

1.	はじめに .....	5
2.	法人所得税 .....	13
3.	間接税 .....	25
4.	各種規制 .....	31
5.	個人所得税 .....	39
6.	金融サービスセクター .....	47
7.	合併・買収(M&A) .....	55
8.	移転価格税制 .....	61





# はじめに

## さらなる成長に向けて

ナレンドラ・モディ首相率いる連立政権(国民民主同盟)の総選挙での圧倒的勝利により、政府が成長のための改革に向けた大胆な手段をとるであろうことが当然に予測されます。インドは、現在GDP規模において世界7番目の経済大国で

あり、2024年度～25年度にはこの経済規模を5兆米ドルにすることで世界第3位となることを目標としています<sup>(注釈1)</sup>。

複数の機関が公表した最新の指標によると、インドは比較的高い成長率を維持することが予想されています。

### IMF<sup>(注釈2)</sup>

国／地域	予想GDP成長率(%)					
	2019	2020	2021	2022	2023	2024
インド	7.257	7.489	7.74	7.731	7.742	7.737
中国	6.267	6.119	6	5.75	5.6	5.5
米国	2.331	1.871	1.766	1.64	1.615	1.565
EU	1.825	1.279	1.548	1.480	1.440	1.390

### 世界銀行<sup>(注釈3)</sup>

国／地域	予想GDP成長率(%)		
	2019	2020	2021
インド	7.5	7.5	7.5
中国	6.2	6.2	6.0
米国	2.5	1.7	1.6
EU	1.6	1.5	1.3

インド経済は、第一次産業、第二次産業、第三次産業の3つの産業セクターに区分され、第一次産業には、農業(農業および畜産業)、林業、漁業、およびこれらに関する産業が含まれます。

第二次産業には、鉱業・採石業、製造業(登録部門、非登録部門を含む)、電気・ガス・水道業、建設業が分類されます。

第三次産業には、貿易・ホテル・運輸・通信および放送業、金融・不動産・専門サービス業、政府・防衛およびその他サービス業が含まれます。

第三次産業はインドにおいて最大のセグメントであり、2018年度～19年度において、名目粗付加価値(GVA)ベースで、約93.39兆ルピーの規模を有します。これは、インドの総GVAである172兆ルピーの54.3%に相当します。

第二次産業は、GVAで50.85兆ルピーであり、全体の29.56%を占めています。これに対して第一次産業は、27.76兆ルピー、16.14%です。

実質価格ベースで、7%以上の成長を記録した産業は、政府・防衛およびその他サービス業が8.6%、建設業が8.7%、金融業、不動産業および専門サービス業が7.4%、電気・ガス・水道業が7.0%でした。農林水産業、鉱業・採石業、製造業、貿易・ホテル・運輸・通信および放送業の成長率については、それぞれ2.9%、1.3%、6.9%、6.9%と推定されています。

名目価格ベースで、第一次産業以外の全産業、つまり、鉱業・採石業、製造業、電気・ガス・水道業、建設業、貿易・ホテル・運輸・通信および放送業、金融・不動産・専門サービス業、政府・防衛およびその他サービス業の成長は9.0%を超えています<sup>(注釈4)</sup>。

1. <https://www.indiabudget.gov.in/economicsurvey/>
2. <https://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2019/01/weodata/weoselgr.aspx>
3. <http://www.worldbank.org/en/publication/global-economic-prospects>
4. <http://www.pib.nic.in/Pressreleaseshare.aspx?PRID=1572945>

以下に、過去12カ月のインドの成長に寄与した主な動向を挙げます。

### 外国直接投資(FDI)の規制緩和

外国直接投資(FDI: Foreign Direct Investment)はインドの経済発展の主たる原動力であり、負債に依存しない成長のための重要な資金源です。政府は投資家を優遇する政策を実施しており、ほとんどの産業セクターで活動において自動承認ルートにより100%までのFDIが認められています。

近年、政府はFDIの改革をいくつかのセグメントにおいて実施しました。その結果としてFDIの流入が増加し、2013年度～14年度の360.5億米ドルから、2014年度～15年度には451.5億米ドル、2015年度～16年度には555.6億米ドル、2016年度～17年度には602.2億米ドルとなりました。2017年度～18年度と2018年度～19年度においてもインドへのFDIは堅調であり、609.7億米ドルと643.7億米ドルを記録しました<sup>(注釈5)</sup>。インドは、最も魅力的なマーケットの1つといえます<sup>(注釈6)</sup>。

政府が最近実施した主たる施策には以下のものがあります<sup>(注釈7)</sup>。

- マーケットプレイス型の電子商取引に係るFDIについての国家政策ドラフトを公表
- 保険仲介業について100%のFDIを提案
- 通信業について2022年までに1,000億米ドル規模のFDIの流入を目標として、国家デジタル通信政策2018を公表
- 不動産仲介業について自動承認ルートによる100%FDIが認められることを明確化
- シングルブランドリテール(単一のブランドを扱う小売業)について一定の条件のもとでの自動承認ルートによる100%FDIを承認。今後、国内調達基準の緩和が行われる予定
- 航空業、メディア、保険業についてFDIの規制緩和を提案
- 外国ポートフォリオ投資家(FPI)の投資制限を24%からその産業に適用される外資上限まで引き上げること(各法人には上限を引き下げる決定権あり)を提案
- FPIに不動産投資ファンド(REIT)およびインフラ投資ファンド(InvIT)が発行する債券の引受を許可することを提案

### ビジネスのしやすさ<sup>(注釈8)</sup>

世界銀行が発表する世界190カ国のビジネスのしやすさランキングにおいて、インドは2017年の100位から23位ランクアップして77位となりました。その前年にも30位ランクアップしていることを考慮するとこれは顕著な前進であり、インドのように多様性を有する大きな国にとっては例外的といえるでしょう。政府の継続的な取り組みを通じ、過去2年間に53位、4年間では65位のランクアップを果たしています。

2018年におけるインドのパフォーマンスで特筆すべき点としては、次が挙げられます。

- 世界銀行により、インドは年間で最も進展した国の1つとして評価された
- 昨年に続き、2年連続で最も進展した国として選ばれた
- 2年連続で最も進展した国と認められたのは、BRICS・南アジア諸国の中でインドが初
- 大国の2年間の進展としては、インドが53位のランクアップを果たしたのは2011年以来最大
- 継続的な進展により、インドは南アジア諸国での順位を2014年の6位から1位に上げた



5. [https://dipp.gov.in/sites/default/files/FDI\\_Factsheet\\_27May2019.pdf](https://dipp.gov.in/sites/default/files/FDI_Factsheet_27May2019.pdf)  
6. As per 2019 Emerging Markets Private Equity Association's Global Limited Partners Survey  
7. <https://www.ibef.org/economy/foreign-direct-investment.aspx> and <https://www.indiabudget.gov.in/budgetspeech.php>  
8. <http://pib.nic.in/newsite/PrintRelease.aspx?relid=184513>

## スタートアップ企業<sup>(注釈9)</sup>

スタートアップ企業は経済成長をもたらし、雇用を生み、イノベーションのカルチャーを育成します。2019年3月1日現在で、490の地域において16,578社の新規スタートアップ企業が認められています。政府はスタートアップ企業が行った資金調達についての免税などの措置を実施した他、スタートアップ企業のビジネスのしやすさ向上させるため22の規制緩和を行いました。また、3つの環境関係法規、6つの労働関係法規において自己認証制度を導入しました。さらに、スタートアップ企業へのエコシステムとなるワンストップショップとして、スタートアップインディアハブを立ち上げました。

## ヘルスケア<sup>(注釈10)</sup>

政府はインドをグローバルなヘルスケアハブとすることを目指しており、以下のような施策を実施しています。

- 世界最大の政府所管ヘルスケアスキームとして、2018年9月23日に5億人以上を対象とする Ayushman Bharat を導入
- 2019年1月現在、Pradhan Mantri Jan Arogya Yojana スキームのもとで約90万人の患者が121億ルピー(167.71百万米ドル)相当の恩恵を受けた
- 栄養に関する各省庁の取り組みについて監督、監視、目標設定、方針づけを行う国家栄養ミッションに8,521.7億ルピー(131.6億米ドル)の予算を確保。2018年5月には、政府はこのミッションのもとで世界銀行と、国内の315地域に対する2億米ドル規模の取り決めに署名
- 2019年4月4日に、世界保健機構とのパートナーシップにより、連帯を示す「人間の鎖」を実施
- 2019年度～20年度の暫定予算において国家健康ミッションの継続を決定、3,174.5億ルピー(44億米ドル)を予算措置



9. <https://www.indiabudget.gov.in/economicsurvey/>

10. <https://www.ibef.org/download/healthcare-may-2019.pdf>

## インフラストラクチャー<sup>(注釈11)</sup>

インフラセクターは政府にとって最重点産業の1つとなっています。政府は、「One Nation, One Grid」をスローガンとして、国全体の電力供給網を完成させることを目的に、5年間で100兆ルピーの投資を計画しています。この分野における主たる進展としては、以下のものが挙げられます。

- 2018年1月から12月までの間に、インフラセクターへのプライベートエクイティおよびベンチャーキャピタルからの5億米ドル規模の投資は12件、10億米ドルを超える投資は8件
- 世界経済フォーラムが公表する電力供給インデックスにおけるランキングが改善
- 2018年4月から2019年2月の間に、電力供給量が国全体で3.77%増加
- 2018年～19年は1日あたり30kmの道路建設が行われ（2014年～15年には1日あたり12km）、「道路建設の年」となる
- 2018年6月にアジアインフラ投資銀行(AIIB)は国家投資インフラ基金(NIIF)に2億米ドルの投資をすることを発表
- 政府は、Pradhan Mantri Gram Sadak Yojana構想による道路建設、産業大動脈構想や貨物専用鉄道プロジェクトによる鉄道建設、Bhartamala および Sagarmala プロジェクトによる高速道路建設、Jal Marg Vikas プロジェクトによる水路建設およびUde Desh Ka Aam Nagrik (UDAN) スキームによる飛行場の建設など、さまざまな形で都市のコネクティビティを強力に推進

インフラの資金調達源を拡充するため、政府は2019年度の予算案に以下の取り組みを含めています。

- 2019年～20年内にインフラ投資に関する信用保証法人を設立
- インフラセクターを焦点とした長期債券市場の整備(社債レポ取引市場、クレジット・デフォルト・スワップ市場の整備を含む)のためのアクションプランを策定
- 外国機関投資家および外国ポートフォリオ投資家が投資したIDF-NBFC (Infrastructure Debt Fund-Non-Bank Finance Company、インフラ関連負債を債券化するノンバンク)の発行債券を特定のロックイン期間経過後に内国投資家へ売却・譲渡可能とすることを提案

11. <https://www.ibef.org/industry/infrastructure-presentation>  
[and https://www.indiabudget.gov.in/economicsurvey/](https://www.indiabudget.gov.in/economicsurvey/)  
[and https://www.indiabudget.gov.in/budgetspeech.php](https://www.indiabudget.gov.in/budgetspeech.php)

## 破産手続き

破産倒産法の制定は、近年における最も重要な経済改革の1つとして評価されています。これにより、事業上の債権者と金融債権者が、10万ルピー以上の債務不履行があった場合に、債務者に対して破産手続きによる債権回収を開始することが可能となりました。この手続きは旧法である1985年破綻法人特別法(SICA:Sick Industrial Companies (Special Provisions) Act, 1985)に基づく手続きとは全く異なるものです。

新法のもとでは、破綻企業に対する迅速な対応が確保されており、破綻企業からオーナーを排除するとともに破産後にオーナーが買い戻すことを防止しています。全ての手続きが9カ月で完了するように設計されているこの制度は、世界で最も迅速な破綻企業の処理スキームであり、インドにおけるその他の法的手続きの処理の遅さとは対照的です。この制度によって企業の新陳代謝を促す狙いがあります。

2019年3月31日までに、1,858件の申立が会社法審判所に受理されました。うち、152件は異議審査、再審査、または調停として処理されました。91件の申立は取り下げられ、378件において会社の清算に至っています。1,143件は処理手続き中であり、94件については破綻処理計画の承認が行われました<sup>(注釈12)</sup>。この94件において請求の対象となった債権額のうち7,449.7億ルピーが債権者に返済されました。これは、総額の約43%の回収率です<sup>(注釈13)</sup>。

2019年4月2日の最高裁判決により、インド準備銀行が2018年2月12日に公表した不良債権(stressed assets)の処理に関するサーチュラーは無効であるとされました。この判決を踏まえて、インド準備銀行は新たな銀行の不良債権処理に関するフレームワークを公表しました<sup>(注釈14)</sup>。旧方式のもとでは、破綻処理計画が実施されないことによりデフォルト状態が生じた場合、ただちに貸し手がその状態を解消するためのステップを開始することが求められていました。新しい法律のもとでは30日のレビュー期間が設けられており、貸し手はその期間内に破綻処理計画の実施方法などについて

の方針を決定できることになりました。貸し手はまた、破産や債権回収についての法的手続きを開始することもできます。

破産倒産法の発効と実施により、インドは「破綻処理」に関するランキングにおいて、2014年の134位から、2019年には108位まで上昇しました。インドはこの点で長い間低い評価を受けていたため、この前進は特筆されます。インドは、2018年に最も改善を果たした国として、Global Restructuring Reviewから表彰を受けました<sup>(注釈15)</sup>。

インド政府は、引き続き信用の原則を堅持しつつ、不良債権問題の処理を進める姿勢を維持・強化しています<sup>(注釈16)</sup>。

## 銀行に対する資本増強

政府は、2017年10月に、政府予算、市場借入、資本増強債の発行という3つの資金チャネルからなる2.11兆ルピーにのぼる多額の資本増強計画を公表しました。この発表の後、2017年～18年に0.88兆ルピーの資金が政府から金融機関に注入されました<sup>(注釈17)</sup>。また、2018年～19年には予算案で見積もっていた0.65兆ルピーを上回る1.06兆ルピーが注入されました<sup>(注釈18)</sup>。

政府は、4Rアプローチ(Recognition, Resolution, Recapitalization, Reforms)のもとに銀行業の包括的な浄化に向けて継続的な努力を続けており、それにより銀行業の再活性化を図るとともに、銀行が不良債権の処理と新たな信用の付与を拡大できるようサポートしています。資金注入は一律に行われるものではなく、銀行には業績向上の

- 
12. <https://www.ibbi.gov.in/uploads/publication/NewsLeter%20Jan-%20March.,%202019.pdf>
  13. <https://www.indiabudget.gov.in/economicsurvey/>
  14. [https://rbi.org.in/Scripts/BS\\_PressReleaseDisplay.aspx?prid=47248](https://rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=47248)
  15. <https://www.indiabudget.gov.in/economicsurvey/>
  16. [https://rbi.org.in/Scripts/BS\\_PressReleaseDisplay.aspx?prid=47248](https://rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=47248)
  17. <http://pib.nic.in/newsite/PrintRelease.aspx?relid=186589>
  18. <https://www.livemint.com/news/>

ための方策の実施を約した覚書を政府との間で取り交わすことが求められています。

## デジタル政府

2018年予算案で財務大臣は、予算編成や手数料・罰金の預託などについて、テクノロジーを活用したプロジェクトを実施することを表明しました。政府はこのようなデジタル政府プロジェクトを開始することで、透明性、効率、国民と政府とのコミュニケーションの利便性の向上を図っています。主な取り組みには以下のものがあります<sup>(注釈19)</sup>。

- 2018年6月に公表し、現在実施を進めているAIに関する国家戦略に関し、ディスカッションペーパーを草案
- 2018年12月、政府は5年間にわたる総額366億ルピーの学際的サイバーフィジカルシステムに関する国家ミッション(NMICPS)を承認。この計画により、国・地方政府と民間企業がサイバーフィジカル技術をプロジェクトに効果的に利用して社会に資することが可能になる
- 通信省は、Centre of Excellence in Wireless Technology、IIT Bombay、IIT Delhi、IIT Hyderabad、IIT Madras、IIT Kanpur、IISc Bangalore、Society for Applied Microwave Electronics Engineering & Researchの8つの団体との協働による、インドにおけるエンドツーエンドの5G試験プラットフォーム構築のためのプロジェクトに、3年間にわたり22.4億円ルピーの補助金を拠出することに同意

- インドにおけるブロックチェーン技術の促進のため、第一級の研究機関、政府機関、研究開発機関とともに分散型・組織横断的なブロックチェーン技術の中核的研究拠点の設置を推進

- 直接税において、人的な接触を排除した電子的税務調査を開始

国連の2018年電子政府サーベイ(2018年7月)では、ITの開発と実装に関するインドの順位は2014年の118位、2016年の107位から大きく前進して96位となっています。

## 科学技術<sup>(注釈20)</sup>

インドは、テクノロジー関連では世界で3番目に魅力的な投資対象国だとされています。テクノロジーは政府にとって最も重要性の高い分野です。インドは科学研究の分野で世界をリードしており、宇宙探査においても世界の上位5カ国に入っています。すでに月面探査やPSLV(極軌道打ち上げロケット)を含む宇宙ミッションを複数回実施しています。

2018年度、インドは学術論文の発表数で世界6位、特許数(国内居住者によるもの)で10位でした。インドの科学者や発明家による特許出願件数は、2016年度の46,904件から2018年度には47,857件へと増加しました。自然科学の分野における高いクオリティを有する研究成果に基づいたNature Indexランキングで、インドは2018年に13位にランクされました。



19. <https://www.indiabudget.gov.in/ub2019-20/impbud/impbud.pdf>

20. <https://www.ibef.org/industry/science-and-technology.aspx>, <https://www.natureindex.com/annual-tables/2019/country/all> and <https://www.globalinnovationindex.org/gii-2019-report#>

また、グローバル・イノベーション・インデックスでは、2015年の81位から2019年には52位にランクアップしました。政府は革新的なアイデアの商業化を支援するため、リサーチパーク(RP)やテクノロジー・ビジネス・インキュベーター(TBI)の設置に力を入れています。インドは世界第3位のテクノロジースタートアップ拠点でもあり、2017年には1,000社の新たなテクノロジーに関する企業が新規設立されています。

近年の政府による取り組みには以下のようなものがあります。

- 2018年2月、内閣はイノベーションによる開発を目的として、2018年度～19年度からの7年にわたり総予算165億ルピー(245.94百万米ドル)でPMRF(Prime Minister Research Fellow)スキームを実施することを承認
- 2018年2月、政府は第2期IMPRINT(Impacting Research Innovation and Technology)計画に対して100億ルピー(155.55百万米ドル)の拠出を表明

- 政府は研究者や民間企業のイノベーションを促進することを目的として、24.84百万米ドルをAtalイノベーションミッションに拠出。2018年7月には、インド国内のあらゆるイノベーションに共有基盤を提供する目的で、インドイノベーションプラットフォームを立ち上げ

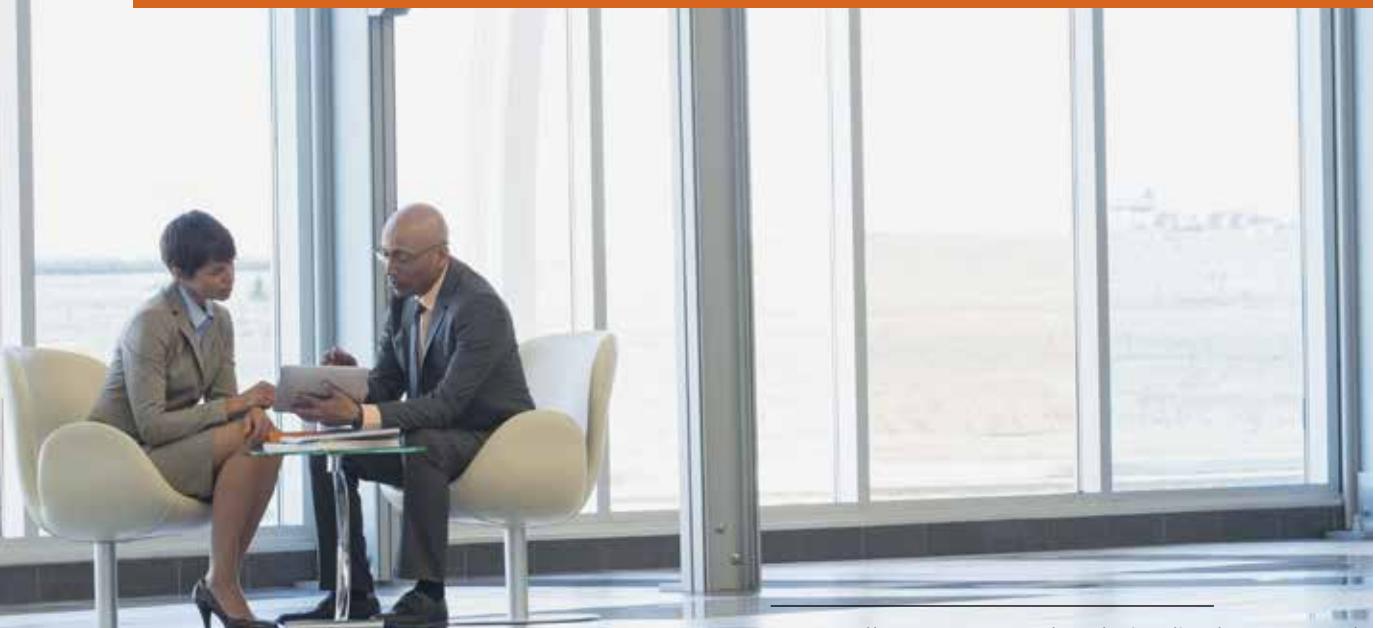
### マクロ経済<sup>(注釈21)</sup>

インドの2018年度～19年度第4四半期の名目GDPは前年同期比で9.4%増となる50.16兆ルピーと見積もられています。2018年度～19年度第4四半期の粗付加価値(GVA)は前年同期比で9.5%増となる44.02兆ルピーと見積もられています。

産業分野別の成長率は、農林水産業3.8%、鉱業・採石業9.7%、製造業5.7%、電機・ガス・水道業8.8%、建設業10.3%、貿易・ホテル・運輸・通信および放送業9.3%、金融・不動産・専門サービス業13.3%、政府・防衛およびその他サービス業16.3%となっています。

### ポイント

インド経済の強さは、その強固で広範な経済発展を継続する力にあると考えます。世界的な経済停滞要因が政策の展開や継続を困難にしているにもかかわらず、投資のしやすい環境の整備、外国直接投資規制の緩和、不良債権問題の解消といった政府の市場主義的な取り組みが功を奏し、インドは多くの投資家にとって魅力的な投資先としての地位を築き上げています。



2

## 法人所得税



「透明性」「低税率」「税源侵食」は、国際課税の領域で広く話題になっているキーワードです。インド政府は世界的な流れに乗り、その複雑な免税規定や国内税法の控除に対してサンセット条項を導入しました。これに伴い、一部の法人を対象に法人所得税率が25%に引き下げられました。この数年、インド政府はOECDのBEPS(Base Erosion and Profit Shifting: 税源侵食と利益移転)に関する提言に従い、税源侵食に対応するための具体的な方策を国内税法に独自に導入してきました。またインド政府は、BEPS防止措置実施条約(MLI: Multilateral Instrument)も批准しています。ここ数年でインドの税務手続きは電子化されつつあり、手順の簡素化が進められています。これにより、納税者が問題発生時に最低限の人的干渉で解決を図れるようにすることを目指しています。

法人所得税は、中央政府によって施行された1961年所得税法によって課せられています。1962年所得税規則には所得税法の規定に従うための具体的な手続きが定められています。所得税法は財務省の管轄下にある直接税中央委員会(CBDT:Central Board of Direct Taxes)によって運用されています。

### 課税年度および申告書提出

インドの課税事業年度は4月1日から3月31日です。申告期限は以下のとおりです。

法人の種類	申告提出期限
移転価格に関する会計士による証明書(Form 3CEB)の提出が必要な法人	翌課税事業年度の 11月30日
上記以外の法人／有限責任事業組合(LLP)	翌課税事業年度の 9月30日

非居住の納税者には、インド国内源泉所得について、源泉徴収が行われているケースも含め、申告書の提出が求められています。しかしながら、所得が特定のカテゴリーの収入で、適切な税率で源泉徴収が行われている場合にはこれが免除される場合もあります。

法人は、事前納税制度に従い四半期ごとに法人所得税を見積もり納付することが求められています。申告や支払の遅延や支払額の不足に対しては、延滞利息、罰金、ペナルティが課されるとともに、訴追が行われる可能性があります。

全ての内国法人は納税者番号(PAN)の取得が義務付けられています。外国法人はインドでの所得が課税対象となる場合、PANを取得する必要があります。

### 会社における課税所得の範囲

インド居住者である会社はその全世界所得が課税対象となります。非居住者である会社については以下の所得が課税されます。

- インドで発生した所得
- インド国内の「Business Connection」にて発生した所得、インド国内に所在する資産から発生した所得、インド国内源泉所得(利息、ロイヤリティ、技術サービス料など)、インド国内に所在する資本資産の移転によって発生した所得
- インドで受領した、または受領したと見なされる所得

「Business Connection」という用語はインドの税法上、租税条約の事業所得において用いられる「恒久的施設」(PE: Permanent Establishment)の代替として用いられます。Business ConnectionはPEより広い概念であると考えられます。Business Connectionには、非居住者のために継続的に契約締結権限を行使する代理人または契約締結

に至る主たる役割を果たす代理人による事業活動が含まれています。所得税法上は、インドにおいて行われた上記の活動に帰属するものと合理的に見なされる所得のみがインドでの課税の対象とされます。

Business Connectionには、重要な経済的実体(SEP: Significant Economic Presence)の概念も含まれます。SEPは、(a) インド非居住者によってなされた商品、サービス、資産に関する取引(データやソフトウェアを電子的にダウンロードさせる取引を含む)、(b) 電子的手段を用いたインドでの一定数以上のクライアントとの継続的な営業活動やコミュニケーション、と定義されています。SEPに関する商品、サービス、資産を含む取引額やユーザー数の閾値は、CBDTから公表されていません。

### 会社の居住地

インドで設立された会社またはインドに実質的な管理支配地(PoEM:Place of Effective Management)がある会社はインドの居住法人とされます。PoEMは、法人の全体的な事業の遂行に必要な主たる経営上および商業上の意思決定が実質的になされる場所を意味します。PoEMがインドにあれば、インド居住法人として当該会社の全世界所得が課税対象になります。

### 他の形態の法人の居住地

インドではさまざまな形態の事業体が認められています。パートナーシップおよび有限責任事業組合(LLP:Limited Liability Partnership)はその例です。会社以外の事業体は、管理支配が年間を通じて少しでもインドで行われた場合、インド居住者と見なされます。

### 法人所得税率

法人所得税率は以下のとおり25%~40%です。これに加えて、所得の多寡や法人の形態によって異なる税率で課されるサーチャージ、本税およびサーチャージの合計に課される健康教育目的税4%が追加で課されます。

### 法人、パートナーシップ／LLPに対する税率

法人ステータス	適用税率	適用条件
インド内国法人	25%*	総売上高／総収入(2017年度～18年度)が40億ルピー以下
	30%	上記に該当しない全てのインド企業
外国法人	40%	全ての外国法人
パートナーシップ／LLP	30%	全てのパートナーシップおよびLLP

\*2016年3月1日以降に設立され、課税所得の計算上で一定の控除を適用しない製造業の内国法人には、所定の要件を満たすことを条件に25%の税率が適用されます。

### サーチャージ

課税所得	所得が1,000万ルピーから1億ルピー	所得が1億ルピー超
インド内国法人	7%	12%
外国法人	2%	5%
パートナーシップ／LLP	12%	12%

### 最低代替税 (MAT)

通常の所得税法の規定による税金の支払額が、調整後の帳簿利益の18.5%を下回る会社については、調整後帳簿利益の18.5%の最低代替税(MAT: Minimum Alternate Tax) (およびサーチャージ、目的税)が課されます。納付した最低代替税は所得税法の規定に基づき、15年間繰り越して将来の法人所得税から通常の課税額と調整後の帳簿利益の差額に係る税の範囲内で控除できます。最低代替税の規定は、(a) インド国内にPEを持たない外国納税者(インドとの租税条約が存在する外国の居住者である法人の場合)や (b) どの法律によても登録を必要としない外国納税者(インドとの租税条約が存在しない外国の居住者である法人の場合)には適用されません。



## 会社以外の事業体に適用される代替最低税(AMT)

通常の所得税法の規定による税金の支払額が(所得税法の規定に基づく)調整後総所得の18.5%を下回る(会社以外の)事業体については、調整後総所得の18.5%の代替最低税(AMT: Alternative Minimum Tax)が課されます。納付した代替最低税は所得税法の規定に基づき、15年間繰り越して将来の法人所得税から通常の課税所得と調整後所得の差額に係る税の範囲内で控除できます。

## 配当分配税(DDT)

配当を支払うインドの法人は、15%(実効税率20.56%<sup>(注釈22)</sup>)の税率で配当分配税(DDT: Dividend Distribution Tax)を納付する必要があります。配当分配税は配当の確定、分配、支払のいずれかが発生した時点で、事業所得に対して課される法人所得税に加えて支払うものとされます。

配当分配税の規定は、LLPには適用がありません。

内国公社が外国公社の株式資本の額面価額の26%以上を保有している場合は、その受取配当に対して15%の税率で課税されます。

内国公社からの配当でDDTの対象となるものは、その受取者では非課税となります。しかし、インドに居住する個人、ヒンドゥー教の不分割家族や法人が、課税事業年度に100万ルピーを超える配当金を受け取っている場合、その配当金にDDTが支払われていたとしても、10%の税が課されます。

## 自己株式の取得に関する課税

内国公社が株主から自己株式を買い戻した場合、20%(実効税率23.30%<sup>(注釈23)</sup>)の税金が課されます。当該税金は自己株式の取得対価と発行価格との差額に対して課税され、自己株式の取得対価を受領した株主には課税されません。

# 法人所得税に関する主な事項

## 課税所得の計算

法人の課税所得は以下に区分されます。

- 事業所得
- 不動産所得
- キャピタルゲイン
- その他の源泉所得

## 事業所得

### 記帳と税務監査

100万ルピーを超える売上の納税者は帳簿の記帳が求められており、さらに売上の総額が1,000万ルピーを超える場合、会計士による税務監査が必要です。

### 所得計算・開示基準(ICDS)

発生主義による会計を採用する納税者は、事業所得およびその他の源泉所得に該当する課税所得の計算にあたり、ICDS (Income Computation and Disclosure Standards)に従う必要があります。

### 減価償却

納税者は減価償却において定率法(WDV: Written Down Value)の適用が認められています。減価償却率は一般的に10%~40%の範囲となっています。製造業者は、年度内に新たに設置した設備や機械について20%の増加償却が認められます。この増加償却率は、特定の条件を満たす場合には35%になります。



22. サーチャージ(最高税率)と健康教育目的税を含む  
23. サーチャージ(最高税率)と健康教育目的税を含む

## 税控除や税のインセンティブの例

活動	便益*
総売上高が1,000万ルピーを超える全ての納税者における従業員の新規雇用	新規に雇用した従業員にかかるコストの30%相当額を追加控除
科学的な研究開発	発生した支出に対する150%の加重控除
経済特区 (SEZ:Special Economic Zone) に設立された事業	最初の5年間は100%の免税、次の5年間は製品やサービスの輸出から得られた利益の50%の減免、その次の5年間は一定の条件のもと50%の減免
特定の業種における控除 例: コールドチェーン設備、農産物の保管倉庫、国をまたぐ天然ガス・石油事業、インフラ設備など	資本的支出の100%の控除
果実・野菜・肉・肉製品・家禽・海産物・酪農品の加工・保存・パッケージング、食用穀物の処理・保存・輸送	最初の5年間は100%の免税、次の5年間は利益の30% (納税者が会社でない場合は25%) の控除
技能開発プロジェクトにおける支出	技能開発プロジェクトにおいて発生した支出に対する150%の加重控除
製品・プロセス・サービスの革新・開発・改善に取り組む、または雇用創出や富の創造に高い潜在能力を持つ拡大可能なビジネスモデルを備えたスタートアップ企業 (法人または LLP)	法人設立から7年のうち連続する3年間の所得について100%の控除

\*一定の条件を満たした場合に限ります。

## 非居住者に対するみなし課税

非居住者で特定の事業を行う者は、みなし課税を選択することができます。その場合、課税所得は総収入に対する一定の割合に基づいて算定されます。また、帳簿の記帳やそれらの監査が必要とされないため、不確実性の排除とコンプライアンス要件の軽減が図られます。

項目	海運	航空	石油・ガス	ターンキー電力プロジェクト
適用対象	船舶の運航	航空機の運航	試掘・採掘または生産に関連する特定の事業活動	ターンキー電力プロジェクトに関連する特定の事業活動
みなし利益率	乗客、家畜、郵便物または商品の輸送によって得られる総収入の7.5%	乗客、家畜、郵便物または商品の輸送によって得られる総収入の5%	事業から得られる総収入の10%	事業から得られる総収入の10%
みなし利益率より低い所得を示すオプション	なし	なし	あり 納税者が会計帳簿を保持し監査を受ける場合	あり 納税者が会計帳簿を保持し監査を受ける場合

最低代替税の規定はみなし課税を前提とした課税所得の計算には適用されません。

## 事業損失

事業所得における損失は事業損失と未減価償却額に分類されます。特定の年度の事業損失は、同年度中に得たその他の所得(給与を除く)と相殺できます。また、当年度のその他の所得と相殺できなかった事業損失は、次の8年間にわたって繰り越して、その間の年度の所得(事業所得に限る)と相殺することができます。未減価償却費は無期限に繰り越し、翌年度以降の課税所得(事業所得に限定されない)と相殺することができます。

非公開会社が事業損失を繰り越すには、株式の51%を保有する株主に異動がないことが必要です。非公開会社であるスタートアップ企業の事業損失(設立から7年までの間に発生した事業損失に限る)の場合には、(a) 株式の51%を保有する株主に異動がない、(b) 保有比率の変化があっても、全ての株主が議決権を持っている状態が維持されている、のどちらかを満たしていれば、事業損失を繰り越すことができます。

所得税法には損失を過年度に繰り戻す規定はありません。

## キャピタルゲイン

資本資産の移転により得られた所得はキャピタルゲインとして課税されます。資本資産とは事業に関連するあらゆる資産を指し、インドの証券取引関連規制に基づき、外国機関投資家が保有する有価証券も含まれます。ただし、納税者個人が使用するための特定の個人財産については含まれません。

所得税法では、キャピタルゲインがある特定の資産に再投資された場合、課税されないケースを定めています。また、特定の取引は「移転」と見なされず、キャピタルゲインとしての課税の対象にはなりません(一定の条件を満たす場合のみ)。

短期キャピタルゲインと長期キャピタルゲインでは税率が異なります。通常は長期キャピタルゲインに低い税率が適用されます。

S. No.	資産の種類	保有期間	キャピタルゲインの分類
1	上場有価証券、投資信託、株式投資型ミューチャルファンド、ゼロクーポン債	12カ月以上	長期キャピタルゲイン
		12カ月未満	短期キャピタルゲイン
2	非上場有価証券	24カ月以上	長期キャピタルゲイン
		24カ月未満	短期キャピタルゲイン
3	不動産	24カ月以上	長期キャピタルゲイン
		24カ月未満	短期キャピタルゲイン
4	上記1、2、3以外の資本資産	36カ月以上	長期キャピタルゲイン
		36カ月未満	短期キャピタルゲイン

## 株式の間接譲渡

所得税法の規定上、非居住法人の株式の価値が、実質的にインド国内所在資産に(直接・間接を問わず)由来する場合、その株式はインドに所在する資産と見なされます。「実質的に」とは、特定の日にインド国内にある資産の公正市場価格(FMV: Fair Market Value)が1億ルピーを超えており、その非居住者の有する資産総額の50%を超えている場合を示します。非居住者によるこのような株式の譲渡は、インド国内の資本資産の移転と見なされます。株式の間接譲渡がインドにおいて課税の対象となるのは、この他の一定の条件が満たされた場合に限られます。

いくつかの租税条約の規定では、株式の間接譲渡が非課税とされていますが、インドにおける最近の判例の傾向では、租税条約の規定の免税を受ける要件を満たすか否かの判定に際して、実質的な所有関係や所有に関する要件が注目されています。

## その他の源泉所得

特定の項目によって規定されない所得は「その他の源泉所得」として課税の対象となります。その他の源泉所得に対する課税所得の計算においては、その収益を得るためのみに生じた支出について、その収益から控除することが認められています。

## 贈与税

インドには贈与税はありません。ただし、所得税法では、受贈益に対する課税が規定されており、5万ルピーを超える金銭または株式を含む資産を無償または低廉な価格で受け取った場合、「その他の源泉所得」として受領者が課税されます。

## 株式割当のプレミアム

非公開会社が株式の発行によってインド居住者から得た額がその株式の公正価値を超える場合、その超過額は「その他の源泉所得」として課税されます。なお、CBDTは最近、適格なスタートアップ企業に対しては、一定の要件に従うことの条件に、この規定を適用しないとする通知を発出しました<sup>(注釈24)</sup>。

24. Notification No. 13/2019/F. No. 370142/5/2018-TPL (Pt.)



# 法人所得税に関するその他の事項

## パテントボックス制度

インドにおける研究開発(R&D)を促進し、インドを世界のR&D拠点とする狙いから、インド居住者が国内で開発し、登録した特許に対して受領したロイヤリティ収入は、10%での課税が認められています。この制度下では、課税所得計算において支出や引当金の損金計上による経費控除は認められません。

## 源泉税(WT)

特定の費用を支払う者は、居住、非居住を問わず、所得税の規定に基づき源泉徴収を行う義務があります。源泉税率は支払額の0%から40%の範囲となります。非居住者に対する支払の場合、追加のサーチャージや目的税などにより税率は高くなりますが、租税条約の恩典が適用される場合があります。

## 一般的租税回避防止規定(GAAR)

GAAR(General Anti-Avoidance Rule)は、納税者が行う取引などを「許容し難い回避行為(IAA:Impermissible Avoidance Arrangement)」として認定する権限を税務当局に付与します。取り決めや取引の主たる目的が税務上の恩典を得るものである場合、納税者が行う取引の一部または全部が許容し難い回避行為として認定される可能性があります。IAAと認定されれば、所得税法または租税条約における税務上の恩典が否認されることになります。ただし、取引に対する税務上の便益の合計が当該課税事業年度で3,000万ルピーを超えない場合、GAAR規定は適応されません。また、2017年3月31日までに行われた投資にも適用されません。



## 国際金融サービスセンター (IFSC)に対する税務上の恩典

国際金融サービスセンター(IFSC:International Financial Services Centre)に関する主な税務上の恩典には以下のものがあります。

- a) IFSCに存する認定された証券取引所に上場し、取引の対価が外貨で支払われる以下の証券を、非居住者が譲渡する際のキャピタルゲイン税の免除。
  - 社債や海外株式預託証書
  - インド企業のルピー建社債
  - デリバティブ
  - 中央政府より通知されたその他の有価証券
- b) IFSCに存する認定された証券取引所で特定の証券を譲渡することにより、カテゴリーIIIのオルタナティブ投資ファンド(AIF:Alternative Investment Fund)が得た所得に対する免税。非居住者が保有する持分から生じた対価が外貨で支払われるものに限る。
- c) 2019年の9月1日以降IFSC内の貸付に対して非居住者が得る利息収入に対する免税。
- d) IFSCでの事業から生じた利益の100%控除。IFSCでの事業が認められてから15年の間の連続した10年に生じたものに限る。
- e) IFSCに事業を有する企業が、その外貨建収入(当年度のものに限る)から行う配当について配当分配税を免除。2019年9月1日からは、配当分配税の免除が拡大し、IFSCでの事業による2017年4月1日以降の外貨建収入の剩余金を原資とする配当を含むこととなった。
- f) IFSCに存する証券取引所で行われている外貨建取引からの収入をもとに、ミューチャルファンドが支払う配当に対する配当分配税の免除。ただし、以下の条件を満たす場合に限る。
  - ミューチャルファンドがIFSCに存する
  - 全てのミューチャルファンドの持分が非居住者によって保有されている

25. オーストラリア、オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ジョージア、アイルランド、イスラエル、日本、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ポーランド、セルビア、シンガポール、スロバキア共和国、スロベニア、アラブ首長国連邦、英国

## 非居住者の課税に関する その他の事項

### BEPS防止措置実施条約(MLI)

BEPS防止措置実施条約(MLI)は、BEPSに関する二重課税の排除や条約濫用の防止、紛争解決メカニズムの改善の手段を、各との既存の二国間租税条約を個別に再交渉することなく効率的に導入するための法的枠組みです。インドはMLIに署名をした89カ国の中の1つです。

2019年6月25日、インド政府はMLIの最終的な採択状況(MLIポジション)とともに、批准書を寄託しました。これにより、インドに関しては2019年10月1日にMLIが発効することになりました。

以下の条件に従って、MLIは、インド政府が署名した租税条約に対して2020年4月1日以降適用されることとなります。

1. インドがその租税条約を対象租税協定(CTA)として最終のMLIポジションに記載している。
2. 租税条約の相手国がMLIに署名している。
3. その租税条約の相手国が2019年6月30日以前に批准書を寄託している。
4. 条約相手国が最終のMLIポジションの中に対象租税協定としてインドとの租税条約を含めている。

この結果、2019年6月30日のインド政府のポジションに基づき、2020年4月1日以降に21<sup>注釈25</sup>の条約に対してMLIが効力を生じることとなります。



## デジタル経済に対する平衡税(e-コマース取引)

BEPS行動計画1(デジタル経済)に従って、インドでは6%の平衡税が導入されています。これは、インド居住者またはインド所在のPEが非居住者からの特定のサービスに対して対価を支払う場合に適用されます。「特定のサービス」には(a)オンライン広告、(b)デジタル広告スペースの提供またはその他のオンライン広告のための施設・サービスの提供、(c)中央政府より通知されたその他のサービスが含まれます。

## 過少資本税制(国外関連者に対する過大支払利息の損金不算入)

インドまたは外国法人のPEによる支払利息の損金算入は、一定の場合、利息・税金・減価償却費控除前利益(EBITDA : Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization)の30%までに制限されます。30%を超える利息は当年度では損金不算入となりますが、翌期以降8年間繰り越せます。

## 外国税額控除(FTC)

1つの所得が複数の国で課税対象となる二重課税を解消するため、インド政府は各国と租税条約を締結しています。租税条約がない場合であっても、居住者である法人は一定の要件を満たすことを条件に、他国で支払われた税を外国税額控除(FTC:Foreign Tax Credit)の対象とすることができます。CBDTは、インド居住者が外国で支払った税金への外国税額控除の恩典を受けるための規則や手続きを定めています。

## 居住者証明書(TRC)

適用可能な租税条約の恩典を受けるために、非居住納税者は、本国の税務当局から発行された居住者証明書(TRC:Tax Residency Certificate)を他の必要書類とともに提出することが求められています。インドが各国と署名した租税条約に基づく優遇税率はPwCのWorldwide Tax Summaryに掲載されています(<http://taxsummaries.pwc.com/ID/India-Corporate-Withholding-taxes>)。

## 租税条約に関する最近の進展

インドが署名した香港との租税条約が2019年4月1日に発効しました。また、BEPS防止措置実施条約関連の提案を取り入れた中国との改正租税条約が2019年6月5日に発効しました。



# インドにおける税務訴訟

## 争点の多い税関連問題

### 恒久的施設(PE)の認定

インドにおける司法の最高機関である最高裁判所は、近年、PEの認定に関する重要な概念を示す複数の判決を出しました。そのうちの1つが、外国法人が事業を行う固定的な場所としての存続期間が6カ月以内であっても、これをPEと認定し得るという判決です。この判例の他の事例への適用可能性は不明ですが、外国法人がインドで行う事業内容によって異なるものと考えられます。

### PEへの利益帰属に関する報告書草案

最近、CBDTは租税条約第7条にあるPE帰属利益の算定方法に係る既存スキームを検討し、規則10の改正を提言するための委員会を設置し、委員会は報告書草案をパブリックコンサルテーション向けに公表しました。

委員会は、PE帰属利益の算定にあたって、「売上」「労働力（従業員および賃金）」「資産」の3要素に均等ウエイトを与えるアプローチを提言しています。さらにCBDTは、重要な経済実態(SEP)が存在する際には4つ目の要素である「ユーザー」をこれに加え、ユーザーの貢献度が低または中の場合には10%のウエイトを、それ以外の場合には20%のウエイトを与えることを提案しています。その場合も「売上」に対するウエイトは30%のままとなります。

CBDTが、機能・資産・リスク(FAR: Function, Assets and Risk)分析に基づくPE帰属所得の算定についてのOECDのガイダンスに従っていないことは注目すべきです。この理由として、OECDガイダンスは供給サイドの要素のみに着目しており、市場・需要サイドの要素が無視されているためと述べられています。

上記のウエイトづけはインド事業によって稼得された利益に対して適用され、草案ではそのための方法と計算式が提案されています。外国法人がグローバル全体では損失を計上していたり、利益率が2%を下回ったりする場合であっても、インド国内の収入の最低2%はインド事業により稼得された利益と見なされます。なお、報告書草案には、インドにおいてPEに利益が帰属しない状況についての記載もあります。

### ソフトウェア使用料

ソフトウェア(パッケージソフトウェアを含む)の提供の対価の解釈については数多くの紛争が生じています。インド高等裁判所においては、その対価が使用料としてインドで課税されるべきかについて異なる見解が示されています。本件については現在最高裁で係属中です。

### オフショア供給への課税

オフショア供給への課税はインドにおける懸案となっており、オフショア供給に伴ってインド国内での業務も発生していれば、さらに難題となります。当局はオフショア供給の一部がインドで行われたものとし、その結果としての利益はインドの課税対象とすることを試みています。

### バーチャルな存在／デジタル経済

今日、多国籍企業にとってビジネスに地理的な制限はありません。物品・サービスの供給や支払はデジタル化されて、海外にあるサーバーを通じて行われています。インド当局は、オンライン取引を自国の課税対象とすることについてアグレッシブな姿勢を示しています。



## 税務上の争訟制度

インドの税務争訟は、以下の4つの段階に分けられます。

担当局	申立の種類
所得税コミッショナーに対する異議申立 [CIT (A)]	第1段階の申立：納税者は税務当局の調査官からの通知に対して、CIT (A) に異議申立ができる。
紛争解決パネル [DRP]	CIT (A) への申立の代替：非居住者や特定の国内納税者は、税務当局による仮の査定通知に対して、DRP に異議を申し立てることができる。DRP は CIT (A) とは異なり、定められた期間内に決定が行われる。DRP の決定に基づき、調査官は最終の査定通知を納税者に発行する。
租税裁判所 [ITAT]	第2段階の申立：CIT (A) の決定またはDRPによる決定に基づく確定通知に対しては、ITAT に上告ができる。ITAT は事実に関する決定を行うことができる最終機関。
高等裁判所 [HC]	第3段階の申立：納税者や当局はITATの決定に対して法律上の観点から争う場合、管轄地域の高裁に上告ができる。
最高裁判所 [SC]	第4(最高)段階の申立：納税者または当局は、高裁の判断に対して最高裁に上告ができる。最高裁の命令は、納税者と当局の双方に拘束力がある。

## 代替的紛争解決手段

### アドバンスルーリング当局 (AAR) の決定

アドバンスルーリング当局 (AAR: Authority of Advanced Ruling) は、非居住者および特定の居住者に対して、取引から生じる納税義務について、事前に確認を与える機会を提供する代替的な紛争解決のための機関です。アドバンスルーリングは申立人と当局の双方に対して拘束力があり、高裁への特別抗告によってのみ上告が可能です。

### 所得税セトルメントコミッショன (ITSC)

所得税セトルメントコミッショன (ITSC: Income-tax Settlement Commission) は、税に関する代替的紛争解決のための機関で、この制度は居住者と非居住者のいずれも1度だけ利用できます。1回の申請で複数年度を対象にすることもできます。申請にあたって、納税者は、明らかにしていなかった所得について全て正確に開示し、税金100万ルピーを事前に納付する必要があります。ITSC は、申請から18カ月以内に事案の処理をしなければならず、罰金や訴追の免除を認める権限があります。ITSC の命令は、申立人と当局の双方に対して拘束力があり、高裁への特別抗告によってのみ上告が可能です。

# 3

## 間接税

インド独立以来、最大の税制改正とされた物品・サービス税(GST:Goods and Service Tax)が2017年7月1日に施行され、産業界からの大きな支持を得ました。GSTは多くのビジネスにとって、税やコンプライアンスに関する要件に大きな変化をもたらしました。そのため、旧制度から新制度への移行には、比較的長い時間を要しましたが、GSTはインド企業が調達や製造、ロジスティクスといった主たる事業上のプロセスを簡素化する大きなきっかけになったといえます。

インドは連邦制度を採用しており、課税権は中央政府と州政府の双方に付与されています。このため、世界的に見ても複雑な税制となっています。

2017年6月30日までの間接税制には以下のような課題があり、その生産や消費にもたらす非効率が経済成長を阻んでいました。

- 税の多重性
- 税の累積
- 各州特有のコンプライアンス要件
- 中央と州のレベルで複数の税務当局とやりとりする必要性
- 中央と州のレベルで物品とサービスの取引における税額控除が相互適用されない
- 中央売上税(CST:Central Sales Tax)、オクトロイ(物品入市税)、地方自治体税など特定の税において仕入税額控除(ITC:Input Tax Credit)が適用されない
- コンプライアンスの煩雑な手続き

上記の課題を解決しようと、政府はカナダ型の二重GSTモデルを採用しました。このモデルでは、中央政府と州政府の双方に、物品およびサービスに対してGSTを課す権限が与えられます。GSTは消費に着目した税であり、供給側の州で認識されていた過去の間接税制とは異なり、消費または引き渡しが行われた州で課税対象となる取引が認識されます。



インド投資にあたって企業が注意すべきGSTの主要な概念は次のとおりです。

A. GSTの種類:

GSTの種類	課税対象	課税者
中央GST(CGST)	州内での物品・サービスの提供	中央政府
州GST(SGST)*	州内での物品・サービスの提供	州政府
連邦直轄領GST(UTGST)*	連邦直轄領における物品・サービスの提供	中央政府
統合GST(IGST)	州をまたぐ物品・サービスの提供 物品・サービスの輸入 経済特区(SEZ)への提供	中央政府

\* SGSTとUTGSTはいずれかのみ課されます。

B. 登録: 物品およびサービスを供給する事業者は、物品とサービスの供給元となる全ての州においてGST登録を取得する必要があります。1事業年度における物品の年間売上高が400万ルピー(北東部の州は200万ルピー)以下の場合、またサービスの年間売上高が200万ルピー(北東部の州は100万ルピー)以下の場合には、GST登録は不要です。GSTが免除される物品・サービスのみを供給する企業も登録は不要です。

C. 税率: 物品とサービスの双方に、以下の税率区分が設けられています:

- 0%
- 5%
- 12%
- 18%
- 28%

生活必需品は0%、ほとんどの物品・サービスは18%、特定の高級品・サービス、また、いわゆる“Sin Goods”は28%の区分となっています。

特定の高級品・サービスについてはさらにGST補償税

(Compensation Cess)が課されます。補償税率は1%～15%です。タバコおよびタバコ製品は、さらに高率が適用されます。通常は補償税は税部分にのみ課されるものですが、GST補償税では物品・サービスの本体価格に課されます。

GST導入以後、特にこの1年間に、政府はインド企業の懸念に対処するために複数回にわたってGST法の修正を行いました。主要な修正点は以下のとおりです:

- 税率28%が適用される対象品目数は大幅に減少しました。現在、この税区分はセメント、自動車および自動車部品を含む28品目のみを対象としています。
- 接客業界は、18%という高い税率と限定的なITC(サプライヤーの大部分が小規模免税業者であるため)に苦しめられていましたが、レストランでの飲食のGSTの税率は18%から5%に引き下げられました(ITCなし)。
- 不動産業界は、高額紙幣廃止などにより景気の低迷が見られていたところで、GSTの導入により全体的な税負担が高くなっていました。政府は業界の懸念に応えて、2019年4月1日から不動産の種類に応じて適用税率を低減させました。

- D. GSTの納付義務：基本的には物品やサービスの供給者がGSTの納付義務を負います。しかしながら特定の取引(協賛活動やサービスの輸入など)については、物品・サービスの購入者が税金を支払う場合があります。これは、通常「リバースチャージ」と呼ばれます。
- E. コンプライアンス要件：GST関連法は、厳格なコンプライアンス要件を規定しています。物品やサービスの供給者は、登録した州ごとに月に複数の申告書を提出しなければなりません。これにより政府は常に対応に追われる状態となっています。そこで、導入から2年の実績を踏まえ、さらなる自動化の要請により、コンプライアンスマカニズムを一新することが決定されました。2019年10月以降、新たなGST申告書の導入を段階的に実施するための移行計画が発表されました。ビジネスへの影響を最小限に抑え、適切な準備期間を確保するために、新たな手続きの試験的実施をすでに開始しています。
- F. 電子請求書：政府は、間接税の管理とビジネスの方法を根本的に変え得る電子的な請求書システムの導入を決定しました。新たな電子請求書システムでは、事業者は政府ポータルまたは事前に定義されたアルゴリズムを通じて、請求書番号 (IRN: Invoice Reference Number) を取得する必要があります。請求書にはこのIRNの記載が求められます。当該システムは、当初は一定の金額を超える企業間取引の請求書に限定され、2020年1月から段階的に導入される予定です。また、IRNの取得のために、政府ポータルサイト、ERP、アプリケーションサービスプロバイダー (ASP)、オフラインユーティリティ、SMSモバイルアプリケーションなどの複数のチャネルが提供される予定です。
- G. 小規模納税者向けの簡易課税制度：総売上高が1,500万ルピーまでの小規模納税者は、税コンプライアンスの負担を軽減するために、簡易課税制度 (Composition Scheme) を選択することができます。さらに、この簡易課税制度が好評であったことから、政府は2019年4月から総売上高が500万ルピーまでのサービス供給者および物品・サービスの双方を供給する混合供給者にもスキームを拡大しました。この制度を選択した事業者は、ITCの申請を行うことなく、総売上高に特定の税率を乗じた税金を支払うことができます。ただし、そのような事業者は、請求書上で購入者から個別にGSTを回収できません。このため、購入者は簡易課税制度を選択した事業者が支払ったGSTについては、ITCの対象とすることはできません。
- 州をまたいだ取引を行う事業者は、簡易課税制度の対象外となり、これを選択することができません。通常の納税者は毎月納税をしなければなりませんが、簡易課税制度を選択した事業者は四半期ごとの申告・納税となります。さらに、通常の納税者とは異なり、取引ごとに詳細な帳簿や記録を保存する必要はありません。

簡易課税制度で適用されるGST税率：

簡易課税制度 – 適用 GST 税率			
業種	CGST	SGST	合計
製造業者 (アイスクリーム、パンマサラ、タバコ製品など指定された物品を製造する者を除く)	0.5%	0.5%	1%
物品の売買業者	0.5%	0.5%	1%
アルコールを提供しないレストラン	2.5%	2.5%	5%
サービス供給者／混合供給者	3%	3%	6%

H. 仕入税額控除(ITC)：かつての間接税制では、付加価値税の支払をサービス税や物品税における借受税金から控除すること、およびその逆は認められていませんでしたが、GST税制では物品・サービスにおいて一貫した控除の仕組みを提供しています。納税者は、課税対象の物品・サービスを供給する事業活動に係る調達に関するものであれば、支払ったGSTのITCを利用できます。ただし、ITCの適用には、建築費や従業員関連の支出など制限があるものもあります。過去の税制との顕著な違いとしては、GST税制では、仕入業者が関連

するコンプライアンス要件を満たして受け取った税を納税している場合にのみITCの適用を受けられる点が挙げられます。

さらに、仕入税額控除の相殺メカニズムが変更され、CGSTは以前よりも相殺が受けやすい仕組みとなりました。この新たなメカニズムは2019年2月1日より適用されました。政府ポータル上で申告が可能となったのは2019年6月以降のことでした。新旧メカニズムの比較は以下のとおりです。

従来のメカニズム		
仮払いGSTの種類	最初に相殺されるGSTの種類	次に相殺されるGSTの種類
SGST	SGST	IGST
CGST	CGST	IGST
IGST	IGST	①CGST ② SGST (①②の順で相殺が適用される)
新しいメカニズム		
SGST	IGST	SGST
CGST	IGST	CGST
IGST	IGST	CGSTおよびSGST

また、政府は、GST元帳(キャッシュ・レジヤー)にある残高から、税区分(IGST、CGST、SGCT)に関わらない税の支払、利息、ペナルティおよびその他の支払を行うことを認めました。これにより、事業者はキャッシュ・レジヤーの資金管理が容易になりました。

I. 不当利得防止法：中央政府は、GST制度のもとで企業の不当利得防止法への規制遵守を管理するために、国家不当利得防止局(NAPA:National Anti-Profiteering Authority)を設置しました。事業者は、GSTの導入により生じた税コスト削減の恩典を物品・サービスの値引きの形で最終販売価格に還元することが義務付けられています。消費者の利益を保護するために、NAPAは当初2年間、つまり2019年11月までの期間のみ存続する予定でした。しかしながら、政府に数多くの苦情が寄せられたこと、政府は今後も税率の変更を

行う予定であることから、GST委員会はNAPAの存続期間を2年間延長しました。

- J. インド国内への物品輸入：インドへの物品の輸入には引き続き関税法が適用されます。輸入については、基本関税(BCD:Basic Customs Duty)、関税上の目的税、IGSTおよび補償税(該当する場合)が課されます。輸入時に支払われた基本関税および関税上の目的税は税額控除の対象とできないためコストになります。しかし、IGSTは売上に係るGSTに対してITCの対象となることができます。補償税は売上に係る補償税からのみ税額控除できます。
- K. 輸出および経済特区(SEZ)への供給：輸出および経済特区(SEZ)への物品・サービスの供給は、0%課税として区分されます。0%区分の供給をする事業主は次のいずれかを行うことができます。



- 債権保証書または引受書を差し入れることにより、税金を支払わずに物品とサービスを提供し、輸出に係る仕入税額を還付請求する
- 物品とサービスの提供に対して税金の支払をした上で、税を還付請求する

L. 関連者間の取引：通常は対価を得て行う供給のみがGSTの課税対象となります。しかしながら、関連者間の取引や同一企業の異なる州の間での取引については、たとえ無償供給でもGSTの対象となります。

M. 国際空港の出国区域にある小売店への払い戻し：入国審査を越えた出国区域にある小売店は、仮払い税の還付が認められています。さらに、出国する観光客に対する供給は免税となっています。

モディ首相が「優れた簡便な税」であると述べたGSTは、2019年6月30日に導入から2年を迎えました。GSTは、国の間接税体系を根本から見直すとともに、細分化された市場を単一の共通マーケットとすることで、物品・サービス取引の拡大を果たしました。

GSTは政府と経済界から、経済の歪みをなくし、インド成長の起爆剤となる高い期待が寄せられていました。GST導入後、旧税制下での成長率を超える成長が実現していることから、GSTはこの期待に応えているものと思われます。

さまざまな業界における外国直接投資(FDI)の自由化、「マーク・イン・インディア」や「デジタル・インディア」などの大規模な開発プログラムを含む政府の投資拡大政策が、インドへの海外資本の流入を促進しています。

ガバナンスの向上やビジネス環境の改善、行政の透明性の拡大および民間の意見を反映した改革の効果的な実行により、インドは有望な投資対象としての地位を確立しています。GDP、CPI、歳入といったマクロ経済における力強さを示す数字とともに、多方面にわたる開発や福祉が軌道に乗ることが期待されます。抜本改革としてのGSTは、インドのビジネス環境を活性化させ、世界的な評価を得る原動力となっています。

# 4

## 各種規制

下院選挙において第二次モディ政権が単独で過半数の議席を獲得したこと、今後の継続的な改革に弾みがつきました。インド政府は引き続き、インドにおけるビジネスのしやすさの向上とマーク・イン・インディアの促進に注力するものと思われます。再選されたモディ政権は、組閣後初の予算案の中で、外国投資規制の自由化、世界的な製造拠点としてのインド製造業の継続的な推進、インフラ開発、デジタル化、金融システムにおけるシステム・リスクへの対処を含む、短期的および長期的な政策措置を発表しました。これらの発表と、最近の議会で多数の法案が可決されたことを踏まえると、今後の政策の見通しはポジティブであり、インドを投資と経済の透明化の新時代に導くことに焦点が当てられているようです。

過去12カ月における主な進展は以下のとおりです：

- 保険仲介業、シングルブランドリテール、石炭採掘事業、受託製造業、デジタルメディアなどのセクターにおける外国投資規制の緩和または合理化
- 外国ポートフォリオ投資家による社債購入の制限の緩和
- インド準備銀行(RBI: Reserve Bank of India)の外国投資のコンプライアンスのための専用ポータルの導入による、外国直接投資に関する報告の簡素化
- 外国ポートフォリオ投資家に対する報告義務の合理化
- 手続きを円滑にするための破産倒産法の改正
- RBIによる対外商業借入(ECB: External Commercial Borrowing)およびインド・ルピー(INR)建債券の枠組みを通じたクロスボーダーの借入および融資ガイドラインの見直し
- RBIによるクロスボーダーでのインバウンドまたはアウトバウンドの合併を行うための効果的な枠組みの導入
- RBIによる、ノンコンプライアンスに対するより厳格なペナルティの導入などの規制の強化
- 報告義務の強化、重要な持分所有者の開示、KYC関連の届出を通じてペーパーカンパニー、休眠法人および債務不履行の企業を精査することで、企業に対するコーポレート・ガバナンスの観点からの説明責任を強化
- 2013年会社法の改正によるペナルティおよび決定の仕組みの明確化
- 中小零細企業(MSME: Micro, Small and Medium Enterprises)に対する未払金に関する報告要件の導入
- 複数の労働関連法規を統合した労働法を政府が承認

## 外国投資

### 参入形態

外国法人がインドで事業を開始するにあたっては、以下のとおりインド法人として参入する(インドに別の法人を設立する)方法と、外国法人としてインドにオフィスを設けるという2つのオプションがあります。

### インド法人としての事業活動

#### 完全子会社

外国法人はFDI ポリシーにより認められた事業活動のために、インドに完全子会社を設立することができます。子会社は独立した法的主体として扱われ、非公開会社／公開会社には、それぞれ最低2名／7名の株主が必要です。また取締役2名が必要で、うち1名はインド居住者でなければなりません。

#### 有限責任事業組合(LLP)

LLPはインドにおいては、永久に存続する独立した法的主体であるという法人形態の利点と、組織的柔軟性というパートナーシップの利点が合わさったハイブリッドの組織体として存在しています。LLPには少なくとも2名のパートナーが必要で、うち1名はインド居住者でなければなりません。

法人の場合には、配当について配当分配税(DDT)が課税されますが、LLPの分配金についてはそのような課税はなされません。

LLPに対する海外からの投資については、業績に連動した条件なく自動承認ルートによる100% FDIが認められている産業において許可されています。

### インドのパートナーとの共同出資によるジョイントベンチャー(JV)

企業ブランドや所有する技術の観点からは完全子会社が望ましい一方で、インドのパートナーとの戦略的提携のもと、JVを設立して事業を行うこともできます。通常、同じ事業分野に従事しているか、または外国法人のインド投資計画と有効な相乗効果をもたらすパートナーが選択されます。保険業や総合小売業など、業種によっては外国投資規制によりJV形態を選択する必要がある場合もあります。

## 外国法人としての事業活動

外国法人はインドにおける活動内容および目的に応じて、駐在員事務所 (LO:Liaison Office)、支店 (BO:Branch Office)、プロジェクトオフィス (PO:Project Office) のいずれかの形態でインド国内に拠点を設けることができます。外国法人は AD (Authorized Dealer、承認取引者) 銀行への申請によって上記の拠点を設立できますが、以下に該当する場合、RBI の承認が必要です。：

- 設立申請者がパキスタン国民である、またはパキスタンで設立または登録されている法人である場合

- 設立申請者がバングラデシュ、スリランカ、アフガニスタン、イラン、中国、香港またはマカオ籍である、またはこれらの国・地域で設立または登録されている法人であって、ジャンムー・カシミール州、北東地域、アンダマン・ニコバル諸島に LO、BO、PO を設立する場合
- 申請者の主な事業分野が、防衛、通信、民間警備、情報放送である場合。ただし、RBI の事前承認は、政府の承認または関係省庁によるライセンスまたは許可がすでに与えられている場合は不要。さらに、防衛事業に関する PO の開設の場合、当該非居住の申請者が国防省、軍司令部、国防公共事業部のいずれかとの間で契約を締結している場合には、インド政府による個別の照会または承認は不要。申請者が非政府組織 (NGO)、非営利組織 (NPO)、または外国政府の団体、機関、部門である場合。

LO、BO、PO を設立した場合には、会社登録局 (ROC) に登録する必要があります。

法人の形態の選択は、以下のとおり、事業の目的によって定まります。

### 駐在員事務所 (LO)

インド市場へ参入を検討している外国法人が駐在員事務所を設置することは一般的です。駐在員事務所の活動は市場情報の収集、インドにおける潜在的なクライアントへの自社および自社製品の情報提供に限られています。駐在員事務所はインドでのリエゾン活動以外に従事できないため、所得を得ることはできません。

### 支店 (BO)

支店は駐在員事務所と比較して幅広い活動が認められており、営利活動も可能です。外国法人はインドにおいて、以下の活動を行うために支店を設置することができます：

- 製品の輸出入
- 専門サービス・コンサルティングサービスの提供
- 外国法人が従事する業務に関する調査活動
- インド企業と外国法人間の技術・財務における提携関係の調整
- インドにおいて外国法人を代理して販売や調達を行う活動
- IT やソフトウェア開発サービスの提供
- 外国法人およびグループ会社の製品に関する技術サポート
- 外国の航空会社・海運会社としての活動



## プロジェクトオフィス(PO)

外国法人は、特定のプロジェクトを遂行する目的で、プロジェクトオフィスをインドに開設することができます。プロジェクトオフィスは一般的にプロジェクトの遂行期間のみ有効です。一定の条件に該当する場合には、RBI の承認が必要となります。

## インドにおける外国投資規制

現在、外国直接投資(FDI)は以下を除く全ての産業で認められています：

- 宝くじ事業(政府または民間の宝くじおよびオンライン宝くじを含む)
- カジノを含むギャンブル・賭博に関する事業
- 互助金融事業(チットファンドとニディ会社)
- 譲渡可能な開発権(TDR:Transferable Development Rights)の取引
- 不動産業またはファームハウスの建設
- 葉巻、紙巻タバコなど、タバコ製品およびタバコ代替品の製造業

- 原子力エネルギー、鉄道運航など、民間企業に開放されていない事業や産業(特別に認められたものを除く)
- 宝くじ、ギャンブル・賭博に関する、フランチャイズ、商標、ブランド名称のライセンス管理契約などあらゆる形態の外国技術に関する技術提携

インドのFDIポリシーは現在、27の産業および活動に関し、外国直接投資の上限や条件を設けています。これらの産業には保険、建設・開発、小売、通信およびメディアなどが含まれます。

インドへの外国投資は次のルートにより行うことができます：

- 自動承認ルート：外国投資を受けるにあたって政府の事前承認は不要
- 事前承認ルート：外国投資を受けるにあたって政府の事前承認が必要

政府の承認ルートによる総額500億ルピーを超える外国からの資本投資の申請については、詳細な検討のために内閣外務委員会(CCEA:Cabinet Committee on Economic Affairs)に提出されなければなりません。

## 外国投資額の計算

FDI ポリシーでは、外国投資額の上限もしくは産業ごとの上限は、外国法人により直接インドの会社になされた投資と非居住者が所有または支配するインド企業による投資を合算して計算されます。

外国直接投資によるものか、外国証券投資によるものかにかかわらず、非居住者が所有または支配するインド企業による子会社などの設立(ストリーム投資)もまた、産業ごとの投資上限等の規制の対象となり、産業・国内取引促進局(DPIIT: Department for Promotion of Industry and Internal Trade)およびRBIに詳細を通知しなければなりません。

インド証券取引委員会(SEBI: Securities and Exchange Board of India)に登録された登録済み外国証券投資家(RFPI: Registered Foreign Portfolio Investor)による証券投資も「外国投資」と見なされます。このような投資については、個々のRFPIごとの投資額は投資対象の全払込資本の10%、RFPI全体の投資額は投資対象の全払込資本の24%が上限となります。この24%の制限は、インド企業の取締役会決議と株主総会特別決議により、当該産業に認めら

れた外国法人の出資比率上限まで引き上げることが認められています。ポートフォリオ投資スキームに基づく非居住インド人(NRI: Non Resident Indian)による投資については、個々の投資額は投資対象の全払込資本の5%、NRI全体の合計投資額は投資対象の全払込資本の10%が上限となります。この10%の制限は、インド企業の取締役会決議と株主総会特別決議により24%まで引き上げることが認められています。

またRFPIは、RBIやSEBIが定める上限内において政府債券や社債へ投資することができます。

## 評価に関する規制

居住者から非居住者に対して、またはその反対に非居住者から居住者に対して発行または譲渡される株式は、評価に関するガイドラインに基づき適切な評価が行われる必要があります。この評価は独立企業間価格算出に関する国際的に認容された価格設定方法によって算出され、非上場企業の場合は勅許会計士(CA: Chartered Accountant)またはSEBIに登録された商業銀行による認証を得なければなりません。また、上場企業の株式譲渡の場合、その対価はSEBIガイドラインに基づいて定められている価格を下回ることはできません。

非居住者(NRIを含む)が、会社設立契約書(Memorandum of Association)へ署名することによりインド企業への出資を行う場合、評価が不要な場合があります。

## 資金拠出形態オプション

インドに会社(子会社またはJV)を設立する場合の資金拠出には、以下のオプションがあります。

## 出資金

普通株式は、出資者の企業に対する出資持分を表象します。株式はその保有者に対して議決権を与えるとともに、受取配当や株式価値の値上がりにより、企業が得た利益の一部を享受する権利を与えます。

非居住者へのインド企業の株式の割当に際しては、産業ごとのFDIの出資上限規定に準拠する必要があります。

## 強制転換権付優先株式および社債

インド企業は、強制転換権付優先株式および社債を発行して外国からの投資を集めることができます。転換時の計算式や転換価格は発行時にあらかじめ定められている必要があります。





強制転換権付優先株式および社債の任意転換に関する条項は、FDI の規定において以下の条件のもと認められます：

- ロックイン期間は最低1年
- ロックイン期間の計算は証券の交付から
- 1年のロックイン期間後、FDI ポリシーに従い、非居住者の投資家は RBI による価格設定および評価に関するガイドラインに従って、利益の事前確定なしに償還をすること

#### 対外商業借入 (ECB)

対外商業借入 (ECB) は商業ローンであり、銀行ローン、バイヤーズクレジット、サプライヤーズクレジット、証券(変動金利債、固定金利債)、外貨建転換社債 (FCCB: Foreign Currency Convertible Bond)、外貨建他社株転換社債 (FCEB : Foreign Currency Exchangeable Bond)、ルピー建債券、非居住者からの自由交換可能外貨建あるいは

ルピー建のファイナンシャルリースを含みます。しかし ECB のフレームワークは、RFPI による非転換社債 (NCD: Non-Convertible Debenture)への投資には適用されません。

ECB は、インドの「適格借入人」が「適格貸付人」から以下のように調達することができます：

- 外貨 (FCY) 建対外商業借入
- インド・ルピー (INR) 建対外商業借入

ECB は自動承認ルートでも事前承認ルートでも利用できます。事前承認ルートでは、RBI の事前承認が必要です。いずれのルートでも外国為替管理法 (FEMA: Foreign Exchange Management Act, 1999年) に基づき、RBI に定期的な報告が必要です。

ECB の適格借入人となり得るのは、FDI を受ける資格のある全ての組織体 (LLP を除く) です。ECB 適格貸付人となり得るのは、金融活動作業部会 (FATF: Financial Action Task Force) または証券監督者国際機構 (IOSCO: International Organization of Securities Commissions) に準拠している国の居住者であり、インド国内の借入人の資本の一定割合を保有している外国人株主を含みます。

RBI は ECB の借入限度を定めており、限度を超える場合には RBI の承認が必要となります。ECB ガイドラインでは、ECB 借入におけるコスト (オール・イン・コスト) の上限を定めています。このコストには利息、その他の手数料、費用、保証費用 (外貨支払・ルピー支払いの場合は含む) が含まれます。ただし、コミットメント手数料、前払手数料およびルピーで支払われる源泉徴収税は含まれません。固定金利ローンの場合、スワップ費用 + スプレッドは、変動金利 + スpread と同じでなければなりません。この上限は ECB の借入トラックごとに異なり、指標に対するスプレッド、すなわち特定通貨に対する指標に対して年率450ベースポイント



のスプレッドに基づき定められます。

ECB 借入の使途ネガティブリストは以下のとおりです：

- a) 不動産活動
- b) 資本市場への投資
- c) 株式投資
- d) ルピー建借入金の返済(特定の場合を除く)
- e) 上記の活動のための事業体への貸付

2007年5月1日以降に発行された優先株式や社債(非転換社債、任意転換社債、部分転換社債など)は負債と見なされ、適格借入人、貸付人、金額、満期、使用使途などに関して全て ECB の規制対象となります。

#### 海外からの社債への投資

外国投資家は、公開会社や非公開会社が発行するNCD や社債(非上場のものを含む)に投資を行うことができます。

RBIは、単一企業に対するエクスポージャー(関連会社のエクスポージャーを含む)をFPIの社債ポートフォリオの20% に制限するという従前のFPIによる社債投資に対する上限規制を緩和しています。

#### 重要な為替管理関連法規

外国為替取引は、外国為替管理法(FEMA)によって規制されており、当座勘定取引と資本勘定取引の2つに大別されます。

インド居住者の国外資産・負債(偶発債務を含む)に変更を加える取引、またはインド非居住者のインド国内資産・負債に変更を加える取引(FEMA 第6条第2項および第6条第3項に基づく取引を含む)は、資本勘定取引に分類されます。これ以外の取引は、当座勘定取引に分類されます。

インド・ルピーは、ネガティブリスト(禁止取引および中央

政府または RBI の事前承認を必要とする取引)に従うことを条件に、当座勘定取引に用いることができます。

#### 当座勘定取引

RBI は、当座勘定取引の送金の監視または許可に関して、RBI が承認するAD 銀行にその権限を委譲しています。全ての当座勘定取引は、特に禁止または制限されていない限り、通常認められています<sup>(注釈26)</sup>。当座勘定取引(CAT:Current Account Transaction) 規則によれば、以下の目的のための外貨の引き出しは禁止されています：

- 宝くじの賞金の送金
- レースその他の娯楽から生じた所得の送金
- 宝くじや禁止・規制対象の雑誌の購入、サッカーの賭けや懸賞のための送金
- インド企業の海外子会社やJVへの出資に係る手数料の支払
- 海外への配当支払の制限が適用される企業による配当の送金
- 政府経由送金ルールが適用される輸出に係る手数料の支払。ただし、紅茶およびタバコの輸出インボイス価値の10%を上限とする手数料を除く
- 電話の「コールバックサービス」に対する支払
- 非居住者特別ルピー(口座)スキームで保有されている資金の利息収入の送金

また、CAT 規則では、外国為替の引き出しが中央政府の事前の承認を得た場合にのみ認められる取引<sup>(注釈27)</sup>についても規定しています。ただし、送金者の居住者外貨口座に保管されている資金から支払が行われる場合は、政府の承認は不要です。

居住者は、2015年5月26日付のCAT 改正規則の附則III パラグラフ1に記載された目的のために、自由送金スキーム(LRS:Liberalised Remittance Scheme)に規定されている外貨枠(25万米ドルの限度内)を利用することができます<sup>(注釈28)</sup>。

26. Foreign Exchange Management (Current Account Transactions) Rules, 2000 (CAT Rules)

27. Schedule II of CAT Rules

28. 居住者は許容可能な当座勘定取引、資本勘定取引または両者を組合わせた送金に自由送金スキーム(LRS)を利用するることができます。また、本スキームの送金上限額は25万米ドルまでとされ、証拠金取引や宝くじのような禁止されているまたは非合法と考えられる活動の場合には本スキーム下での送金が認められません。



通常の事業の一環として行われる個人以外の居住者による当座預金取引は、以下の場合を除き、自由に認められています。

- インド国外に対するインフラプロジェクトに係るコンサルティングサービスに対する支払で、1件あたり1,000万米ドルを超えるもの。その他のプロジェクトで1件あたり100万米ドルを超えるもの。
- 法人設立前費用で、投資額の5%または10万米ドルのいずれか高い金額を超えるもの
- 特定目的の寄付で500万米ドルを超えるもの、または過去3事業年度の為替利益の1%を超えるもの
- 住宅用または商業用区画の販売取引に関する海外代理店への手数料支払で2万5,000米ドルまたはインド国内への送金額の5%のいずれか高い金額を超えるもの

25万米ドルを超える送金および上記の上限を超える送金については、全て RBI の事前の承認を必要とします。

#### 資本勘定取引

資本勘定取引については、原則として RBI によって個別にまたは全般的に認められている場合を除き規制の対象です。 RBI は、インド国内外に居住する個人を対象に、以下のような資本勘定取引を認めています。

- インド居住者による外国証券への投資
- インド国外の居住者によるインドへの投資
- 外貨による借入および貸出
- インド居住者とインド国外の居住者との間の資金取引
- 通貨の国内持ち込みおよび持ち出し
- インド国内または国外における不動産の譲渡または取得  
自由送金スキーム (LRS) を利用するインド居住者は、許可された資本勘定取引に対して、1事業年度あたり25万米ドルまで送金することができます。個人が行うことができる LRS 上で認められた資本勘定取引には、以下のものが含まれます。
- インド国外での外貨口座開設
- 国外不動産の取得
- 国外への投資
- インド国外における完全子会社・JV の設立
- 非居住インド人の親族への融資 (インド・ルピー建融資を含む)

海外の JV または完全子会社への投資に関しては、コミットメントの限度額は、インド企業の直近の監査済貸借対照表の純資産額の400%までです。ただし、1事業年度あたり10億米ドル (または他通貨による相当額) を超えるコミットメントは、インド企業の財務上のコミットメント総額が自動承認ルートの適格限度内 (すなわち、直近の監査済貸借対照表上の純資産の400%以内) であっても、全て RBI の事前承認を必要とします。

インド企業は、海外に拠点を設立するために、AD銀行の承認を受けて、当該拠点の初期費用のための送金をすることが認められます。送金は、過去2事業年度の平均年間売上高の15%または純資産の25%のいずれか高い金額が上限となります。通常の事業活動で発生する経常費用に対しては、過去の2事業年度の平均年間売上高の10%を上限として送金が認められています。

#### 資本の本国送金

本国へ送金することを前提としてインドに投資された外国資本は、その資本の評価増の部分を含め、納税後の金額を本国送金することができます。

#### インド国内での不動産取得

インド国外に居住する外国人は、相続による場合を除き、インド国内で不動産を取得することはできません。ただし、5年を超えないリースによる不動産の取得や譲渡については、RBI の事前承認なく行うことができます。

インドにおいて支店やプロジェクトオフィスを開設することを認められた外国法人は、その事業活動に必要な範囲内の国内の不動産の取得が認められています。インドで駐在員事務所の開設が認められた外国法人は、インドでの活動を行うための5年を超えないリースによってのみ不動産の取得が認められます。

#### 技術ノウハウのロイヤリティ

インド企業は、自動承認ルートで、一時金による技術料およびロイヤリティの支払を制限なく行うことができます。

# 5

## 個人所得税

インドへの赴任について

個人所得の課税は、課税年度の居住ステータスに基づいて決定されます。居住ステータスは、実際にインドに滞在した日数によって区分されます。インドの課税年度は4月1日から翌年3月31日までです。

国内法により、以下のいずれかを満たす場合に居住者と見なされます。

- 課税年度において182日以上滞在している(182日ルール)
- 課税年度において60日以上滞在しており、かつ過去4年間の滞在が365日間以上である(60日ルール)

ただし、インド国民がインド船舶の乗組員として、またはインド国外で就労するためにインドを離れる場合、あるいはインド国外に居住するインド国民やインド生まれの人がインドを訪問する場合には、182日ルールのみが適用されます。このような場合60日ルールは、課税年度における居住ステータスの決定には適用されません。

上記の条件のいずれも満たさない場合は、非居住者(NR: Non Resident)と見なされます。

居住者が以下のいずれかの条件を満たす場合は、非

通常の居住者(RNOR: Resident but Not Ordinarily Resident)と見なされます。

- 過去10年間のうち9年はインド非居住者(NR)であった
- 過去7年間のインドでの滞在が729日以下である

上記の条件のいずれも満たさない場合、その課税年度においては通常の居住者(ROR: Resident and Ordinarily Resident)と見なされます。

インドにおける滞在期間の計算において、その滞在が継続的なものであるか、または滞在地が同一であるかは重要なポイントとはなりません。また、滞在日数の算定にあたっては、入国日および出国日のいずれもがインド滞在日数に算入されます。インドの滞在目的は滞在日数の算定に無関係であり、たとえ家族の訪問や観光目的であったとしても滞在日数としてカウントされます。外国人が(課税年度中に他の国での勤務があり)インドおよび他国の両方において税務上の居住者として見なされた場合、租税条約上の振分基準を参照して、どちらの国の居住者として扱われるかが決定されます。





## 課税の範囲

居住ステータスによる税法上の課税所得の範囲は次のとおりです。

- **ROR:** 全世界所得、すなわち、インド国内で受領・発生した所得(受領・発生したと見なされるものを含む)およびインド国外で受領・発生した所得がインドにおける課税の対象となる
- **RNOR:** インド国内で受領・発生した所得(そのように見なされるものを含む)、インドからコントロールされているビジネスから発生した所得、およびインド国内で開業した専門的職業からの所得がインドにおける課税の対象となる
- **NR:** インド国内で受領・発生した所得(そのように見なされるものを含む)がインドにおける課税の対象となる

## 給与所得への課税

インドで提供されたサービスの対価として得た給与所得は、その受領する場所にかかわらずインドで課税されます。

課税所得には、現金か現物かを問わず、雇用主から受領した全ての対価を含みます。給与以外の報酬の例としては、手数料、ボーナス、コミッショナの他に、各種手当、個人的経費の支払、教育費、無料または割り引き料金で提供された手当(*perquisite*)や福利厚生が一般的です。当該報酬は従業員に直接支払われた場合だけでなく、雇用主が従業員に代わって他者に支払った場合であっても所得に含まれます。

雇用主から提供された住宅手当は通常、給与の15%もしくは実際の家賃のいずれか低い方に課税されます。ホテルでの宿泊は給与の24%もしくは実際の金額のいずれか低い方に課税され、食費および洗濯費の支給は全額課税対象となります。

直接または間接的に現在または以前の雇用主から無償もしくは特別価格で割り当てられた特定の証券や、貢献に対して支払われる株式、および雇用主により認定された年金基金口座への拠出が15万ルピーを超える場合には、手当 (perquisite) として従業員に課税されます。雇用主から提供される自動車および運転手についても手当 (perquisite) としてその費用の一部が課税対象となります。

インドにおける従業員給与については、事実関係や状況、また当局の見解により、課税上の問題点が異なります。従つて、適切な税金の必要コストの見積もりを把握するためにも、給与体系全体について専門的なアドバイスを受けることが重要です。

## 源泉税

雇用主は、給与所得に対して源泉徴収を行い、給与が支払われた月の翌月7日までに納付する必要があります。ただし、3月分のみは4月30日まで納付期限が延長されています。

雇用主は、従業員がインドの非居住者 (NR) であっても、源泉徴収 (TDS: Tax Deducted at Source) を行います。雇用主が控除する税の詳細は、源泉徴収税申告書 (TDS 申告書) の形式で報告される必要があります。TDS 申告書はインドの課税当局に雇用主または源泉徴収義務者が提出する四半期報告書で、支払われた給与等と控除および納付された税金の詳細を提出します。TDS 申告書に加えて、雇用主は従業員に年次納税証明書であるフォーム16のパートBおよび12BA(フォーム16)を発行することが義務付けられています。これらの証明書には、従業員に支払われた金額および控除された源泉徴収税の詳細が説明されています。

CBDTは非居住者への支払に係るゼロ税率または低税率源泉税適用証明書を申請できるオンライン手続きを導入しました。

## 租税条約

納税者が他の国の居住者である場合、租税条約によってインドでの税金が軽減されることがあります。ほとんどの租税条約では、どちらの国において納税者が税務上の居住者と見なされるかを複数の基準によって判断します。

多くの租税条約では、他の国の居住者のインド滞在が課税年度において183日未満で、給与が非居住者によって支払われており、給与の負担に関するその他の条件を満たしている場合、インドにおける給与所得の課税を免除しています(短期滞在者免税)。

租税条約の恩典を受けるためには、当該納税者は居住地国の税務当局により、当該納税者が自国の居住者であることを証明する居住者証明書を入手する必要があります。租税条約が締結されていない国の個人については、国内法上の短期滞在者免税が適用されます。その場合、インドにおける滞在が90日を超えておらず、その他の条件を満たしている必要があります。

なお、上記のような区分を判断するにあたっては、具体的な事実関係に基づいた適切なアドバイスを受けることが重要です。

## 個人所得税率

インドにおける個人所得税は累進税の形態をとっており、2019年度～20年度の税率は以下のとおりです。

課税所得 (INR)	税率
250,000ルピーまで	免税
250,001 - 500,000ルピー	5%
500,001 - 1,000,000ルピー	20%
1,000,000ルピーを超える	30%

居住者に対する基礎的な免税点については、60歳以上80歳未満の高齢者は30万ルピーまで、80歳以上の高齢者は50万ルピーまで所得税が免除されます。また、居住者で総所得が50万ルピーまでの場合、税負担がゼロとなる仕組みが導入されています。

**所得税に加え、下記の税率で  
サーチャージ(該当する場合)が賦課**

課税所得 (INR)	サーチャージ
5,000,000 ルピーまで	なし
5,000,000 - 10,000,000ルピー	10%
10,000,000 - 20,000,000ルピー	15%
20,000,000 - 50,000,000ルピー	25%
50,000,000ルピーを超える	37%

### 健康教育目的税

所得税とサーチャージ(該当する場合)の合計額の4%の健康教育目的税が課されます。

### 最大実効税率

上記に基づく個人に対する所得税の最大実効税率は以下のようになります。

課税所得 (INR)	最大実効税率
5,000,000 ルピーまで	31.2%
5,000,000 - 10,000,000ルピー	34.32%
10,000,000 - 20,000,000ルピー	35.88%
20,000,000 - 50,000,000ルピー	39%
50,000,000ルピーを超える	42.744%

### 納税者登録

個人は、納税者番号(PAN: Permanent Account Number)の申請・取得をする必要があります。PANは、その本人が税務申告をする際や課税当局とのやりとりに必要とされるとともに、雇用主が作成する源泉徴収に係る申告書や、その個人に発行されるフォーム16に記載されます。





## 確定申告

税務当局が定めるフォームに基づいて確定申告を行います。個人の所得に関する確定申告書の提出期限は、通常は翌課税年度の7月31日です(事業所得や専門的職業からの所得がある個人は、異なる申告期限が適用される可能性があります)。

確定申告書は該当する課税年度の末日から1年を超えると提出することができなくなります。期限後申告のペナルティは下記のようになります。

詳細	ペナルティ
翌課税年度の12月31日までに申告	5,000ルピー
12月31日以降、翌年3月31日までに申告	10,000ルピー

ペナルティは、総収入が50万ルピー以下の納税者については1,000ルピーが上限となります。

確定申告書(期限後申告書含む)は、該当課税年度の終了から1年以内であれば修正申告書を提出することができます。

## 確定申告の義務

確定申告は以下の場合に行う必要があります。

- RORであり、国外資産を所有する(受益者であるかどうかを問わず)か、インド国外の口座に署名権限を持つ
- 1つ以上の当座預金口座に1,000万インド・ルピー以上を預け入れている
- 自身または他者の外国への旅行のために20万インド・ルピーを超える支出を行った
- 電力の消費に10万インド・ルピーを超える支出を行った
- 当局の定めたその他の条件を満たしている

80歳以上でインドの居住ステータスがRORの場合、書面で納税申告書を提出することができます。下記の場合は確定申告書はオンラインで提出する必要があります。

- 税還付がある場合
- 総収入が50万インド・ルピーを超える場合

- RORのステータスで、インド国外に国外資産または国外口座の署名権限を持っている場合(RORである駐在員の配偶者で国外資産を有する者は、収入の有無にかかわらず法律上はこれに含まれる)

RORが提出する申告書については、国外口座や国外資産の開示に関する詳細な規定があります。開示がなされなかった場合、あるいは開示内容に誤りがある場合には、2015年7月1日に導入されたブラックマネー法に基づいて、訴追を含む厳格なペナルティが課される可能性があります。さらに、総収入が500万ルピーを超える個人については、申告書上で年度末における個人資産と対応する負債の詳細を報告することが求められます。この報告の対象には、不動産・動産、所有する貴金属、金、考古学的コレクション、絵画、彫刻、その他の芸術作品、車両、ヨット、ボート、航空機、銀行口座、株式、証券などの金融資産、保険、貸付金、手持ち現金および保有する各種の事業体の持分といった資産を含みます。



## その他

### ビザ

インドに入国する外国人は、有効なパスポートおよびビザを事前に取得する必要があります。ビザは各国インド領事館または高等弁務官事務所で滞在目的および滞在期間に応じて発行されます。外国人が雇用ビザなしにインドで就労することはできません。雇用ビザは高度なスキルを有する、もしくは専門職の個人の雇用であり、その個人の所得が規定の金額を超える場合に発行されます。当該ビザの期間は通常1年～2年であり、延長することができます。

### 外国人登録局(FRRO)への登録

有効な就労ビザを持っているか、180日以上国内に居住する予定のインドを訪れる外国人は、入国後14日以内に外国人登録局(FRRO: Foreigners' Regional Registration Officers)に登録する必要があります。FRROは、そのような外国人から所定の書類の提出を受けて、居住許可証を発行します。政府は主要都市にe-FRROポータルを導入して、フェイスレス、キャッシュレス、ペーパーレスのサービスを提供することにより、FRRO登録のプロセスをデジタル化しました。

### 出国についてのコンプライアンス要件

インドでの勤務を終了し、出国する際には、税務当局からNOC(No Objection Certificate)を取得する必要があります。

### インド国外での給与支払

外国為替管理法では、インドの事務所、支店、子会社、ジョイントベンチャーもしくは関連会社に出向している外国法人の従業員が、インド国外に外貨で銀行口座を開設・保有することを認めています。外国法人は(インドで提供された役務の対価としての)給与をインド国外の口座に送金することができます。ただし、給与総額に対する税金がインドで支払われていることが条件となります。

### 社会保障(積立基金)

外国のパスポートを所持する外国人も、インドの社会保障に関する法律の規定が適用される事業所で勤務する場合は、インドの社会保障制度への加入が義務付けられています。しかし、そのような外国人がインドと社会保障協定(SSA: Social Security Agreement)を締結している国に属し、自国の社会保障協定に加入しており、自国の当局より自国の社会保険に加入していることを証する証明書が取得できる場合は、インドの社会保障制度への拠出は免除されます。

インドは19カ国とSSAに署名しており、ブラジルとのSSAを除き発効しています。

同様に、インドが2008年10月1日以前に包括的経済連携協定(CECA: Comprehensive Economic Cooperation Agreement)を締結した国からの国際労働者(IW: International Worker)で、下記のいずれの条件も満たす場合には、インドの社会保障制度への加入は免除されます。

- 母国にて市民または居住者として社会保障制度に拠出している
- CECAにて、相手国に帰化している個人によるインドへの社会保障制度への拠出免除が明示されている

シンガポールは、2008年10月1日以前にCECAに署名した唯一の国です。

上記の免除規定が適用されないIWは、給与の12%を従業員負担分として基金に拠出しなければなりません。雇主はこの金額を従業員の月額給与から控除し、同額(給与の12%)の雇用主負担分を従業員分と合わせて納付します。

現在、インドの社会保険に加入している会社に勤務し、かつその給与が1万5,000ルピー以上のIWについては、雇用主負担分の12%の全てが従業員積立基金に配分され、従業員年金基金への配分は不要となります。しかしながら、2014年9月1日以前に加入したIWが現在も勤務している場合は、給与の8.33%に相当する金額が、従業員年金基金に配分され、残りは従業員積立基金に配分されます。

積立基金の累積残高は、以下の場合に払い戻し可能です。

- 被雇用者が退職した場合もしくは58歳に達した時点のうちいずれか遅い方
- 身体的もしくは精神的な恒久的障害により退職した場合（医師の証明が必要）
- 規定にある特定の疾患に罹患した場合
- SSAを締結する国からの労働者が退職（離任）した場合

5年間のインドでの勤務が完了する前にIWの積立基金口座から引き出された金額は課税の対象となります。SSAを締結している国から派遣されているIWの場合には、積立基金からの還付金は直接その者の本国の銀行口座に払い戻すこともできます。

他の全ての場合、払い戻しはインドの銀行口座に入金されます。

従業員年金基金への積立額は、退職その他年金の払い戻しに関する規定で決められている一定の事由に該当した場合に払い戻されます。原則として、IWはインドの社会保険に加入している会社に対して10年以上勤務していないと年

金を受け取る権利が与えられません。しかし、SSAを締結している国から派遣されているIWの場合には、インドの会社に対して10年以上勤務していない場合であっても、年金基金への積立額の払い戻しを受ける権利が与えられています。

#### 出向に関連する文書整備

海外からインドへの出向に際しては、適切な文書の整備が必要となります。また、以下の観点からのレビューが必要です。

- 法人所得税 (PE認定のリスク)
- 源泉徴収税
- 移転価格税制
- GST
- インドの社会保険関連法
- 外国為替管理法
- 会社法

#### ブラックマネー法

ブラックマネー法は、所得税法上のインドの居住者に適用され、未開示の所得または資産の取得が発生した年度が対象となります。未開示の国外所得、国外資産が把握された場合には、それに対し30%の税率で課税されます。加えて、その税金の300%の罰金および最長10年の禁固刑が科されます。また、未開示または不正確な情報の開示に対しては、100万ルピーの罰金および最長7年の禁固刑が科されます。

# 6

## 金融サービスセクター

## 概要

インドの金融サービスセクターは、今後数十年にわたってインド経済を牽引していくことが予想されます。銀行業、資本市場、アセットマネジメント市場などは、今後数年間で大きく成長することが見込まれます。また、外国ポートフォリオ投資家(FPI)もインドへの長期投資に高い関心を示しています。さらに、ファンドマネジメント業界の大手企業は投資機会を探っており、インドに事業拠点を設置し始めています。

インドの金融サービスは規制と税制が急速かつダイナミックに変化する環境下にあり、より一層の透明性と効率性が求められています。そのため、この産業の既存および新規参入企業にとって、税制や規制のフレームワークを理解することがきわめて重要となります。これは事業目的の成否にも影響を与える可能性があります。以下では、インドの金融サービスセクターの主な業態を取り上げます。

## 銀行業・金融業

インドの銀行セクターは中央銀行であるインド準備銀行(RBI)によって規制されています。RBIは国内の全ての銀行に対する規制、監督当局である他、銀行だけでなくノンバンク金融会社(NBFC:Non-Banking Financial Company)、資産再建会社(ARC:Asset Reconstruction Company)、投資持株会社などに対しても規制の枠組みとガイドラインを整備しています。

インドの銀行セクターは、主に、公的銀行(大部分がインド政府によって所有されている)、民間銀行、さらに支店や子会社を通じて運営されている外国銀行によって構成されています。これらの銀行に対する課税は一般的な事業を営む内国法人や支店形態の外国法人に適用されるものと類似していますが、例えば以下のような銀行に特有の所得税法上の規定が存在します。

- a) 銀行の種類に応じて定められた方法により計算された総所得の5%～8.5%の範囲での貸倒引当金の損金算入
- b) 不良債権から生じる受取利息は、課税所得計算上、発生主義に代えて現金主義での計上を容認
- c) デリバティブや先物為替予約を含む証券から生じる所得の計算についてRBIのガイドラインを適用

インド国内の銀行が受け取る利息には源泉所得税(TDS)は課されず、外国銀行の支店の場合にはインド課税当局から源泉所得税免除証明書を取得していればTDSが課されません。

同じように、インドのNBFCに対しても、以下のような特有の所得税法上の規定が存在します。

- a) 定められた方法により計算された総所得の5%に相当する貸倒引当金の損金算入
- b) 指定された事業を営む特定のNBFCが設けた特別の基金に対する拠出金の損金算入

加えて、2019年インド財政法による改正で、クライアントからの預託金を受け入れているNBFCおよび預託金は受け入れていないものの金融システム上重要とされるNBFCが保有する不良債権から生じる受取利息については、発生主義ではなく現金主義で課税されることとなりました。

預金、貸付に関する銀行やNBFCが提供するサービスは、その対価が利息または割り引きの形で計上される限りにおいて物品・サービス税(GST)は非課税となります。銀行やNBFCが提供するその他のサービスに関しては18%の税率にてGSTが課税されます。



銀行やNBFCには、総売上に対する課税売上の割合に基づいて仕入税額控除(ITC)を計算する代わりに、その50%を仕入税額として利用できるオプションが与えられています。また、銀行のインド国内の本支店間サービス取引に関しては、100%のITCの適用が認められています。

外国通貨の売買を含むサービスに対してはGSTが課税されますが、銀行間またはAD銀行間で内々に行われる外国通貨の売買にはGSTは課税されません。デリバティブを含む証券の売買にもGSTは非課税です。

### オルタナティブ投資ファンド(AIF)

設立初期段階にある新興企業への資金提供を促進することを目的として、1996年にインド証券取引委員会(SEBI)によってベンチャーキャピタルファンド(VCF: Venture Capital Fund)規則が制定されました。その後、VCFはプライベートエクイティファンド、上場株へのプライベート投資ファンドおよび不動産投資ファンドといったその他の多くの投資ビーカルとしても利用されてきました。そこで、規則上のギャップを解消し、ファンドや産業界に公平な競争条件を提供するために、2012年、VCF規則は広くその他の資金プール用のビーカルを規制するSEBIのオルタナティブ投資ファンド(AIF)規則に置き換えられました。

AIFはインドで設立または組成された私的な資金プール用の投資ビーカルであり、信託、会社もしくは有限責任組合(LLP)の形態をとることができます。AIF規則のもとで、AIFには国内外の投資家が出資することができ、そのカテゴリーに応じて定められた投資方針に沿った投資が義務付けられています。

AIFは投資の対象に応じて以下の3つのカテゴリーに分類されます。

- **カテゴリーI AIF:** スタートアップ、初期段階のベンチャー、ソーシャルベンチャー、中小企業(SME)、インフラ関連およびその他の社会的・経済的に意義があるものと考えられるセクターに投資するファンドで、ベンチャーキャピタルファンド、中小企業投資ファンド、インフラ投資ファンドなどが含まれます。
- **カテゴリーII AIF:** カテゴリーIにもIIIにも該当しないファンドで、典型的なプライベートエクイティファンドやデットファンドが該当します。
- **カテゴリーIII AIF:** 多様で複雑な投資戦略やデリバティブの利用を含むレバレッジを用いるファンドで、典型的にはヘッジファンドが該当します。

AIFは以下の最低限の基準を満たせば設立できます。

パラメーター	内容
最低ファンド規模	2億ルピー
投資家あたり最低投資額	1,000万ルピー
投資家の数	1,000 (最大)
資金調達の方法	私募

カテゴリーIとIIのAIFは、(i) 稅務上は全ての投資所得について透明な事業体として見なされます。つまり、AIFは税を負担せず、AIFが稼得した所得は直接に投資家が得たものとして投資家に適用される税率で課税されます。また(ii)全ての事業所得について自らが課税主体となります。

2019年4月1日以前には、AIFが計上した損失を投資家にパススルーすることは認められていませんでした。つまり、AIFにおいてのみ、そのような損失は繰越すことができ、所得との相殺が可能でした。

しかし、2019年財政法改正により、以下に示す形で、カテゴリーIとIIのAIFにおいては投資家に対する損失のパススルーが認められることになりました。

- AIFの事業所得において生じた損失は、投資家ではなく、引き続きAIFにおいてのみ繰り越される。
- 事業所得以外の所得に生じた損失については：
  - 2019年3月31日時点の損失を投資家は利用できることになりました。投資家は、将来無期限にこの損失を所得との相殺のために繰り越すことができます。
  - 2019年4月1日以降は、12カ月以上保有する投資口に限って、投資家はその損失を利用することができます。



- 投資家が損失を利用するかどうかにかかわらず、AIFにおいてその損失を繰り越すことはできません。

以下の表は、所得の種類とその課税関係を要約したものです。

所得の種類	カテゴリーIとIIのAIFにおける課税関係	投資家における課税関係
配当	免税	適用される税率で投資家に課税され、AIFは以下の税率で源泉徴収を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>居住者に対しては10%</li> <li>非居住者に対してはそれぞれ適用される税率(免税のものを除く)</li> </ul>
キャピタルゲイン	免税	
利息	免税	
事業所得	30% (および適用されるサーチャージと目的税)	投資家への課税なし

税務上透明な事業体であることで、各投資家はインドにおける30% (および適用されるサーチャージと目的税) の税を支払うのではなく、個々の状況に基づいた課税を受けることができます。これには、インドとその投資家の居住国との間の租税条約のもとで認められる恩典を享受することも含まれます。

カテゴリーIIIのAIFには現在パススルー課税は認められていないため、信託に対する一般的な税制が適用されます。信託に対する課税は、投資家によってなされた拠出の性質(撤回可能信託か撤回不能信託か)、受益者とその持分が事前に特定されているか、AIFが行う活動の性質(事業活動が行われているか否か)によって異なります。

インドにおける外国為替管理の観点からは、AIFに対しては自動承認ルートでの外国投資が認められています。さらに、AIFのスポンサーまたは投資マネージャーが居住者であるインド市民によって支配または所有されている場合には、AIFによるストリーム投資(間接的な外国直接投資)に制限はありません。この場合、AIFの投資家の拠点にかかわらず、AIFはインドの居住者と見なされます。インドの居住者であるビーグルとして、投資の対象資産や対象業種の選択について制限はありません。AIFのスポンサーまたは投資マネージャーがインド市民によって支配または所有されていない場合には、そのAIFはインドの非居住者として扱われます。この場合、AIFの投資はインドにおける一般的な外国直接投資の規制の対象となります。

また、AIFは一定の条件のもとで海外投資を行うことが認められています。

### 外国ポートフォリオ投資家(FPI)

SEBIは、インドにおける外国ポートフォリオ投資を奨励し、簡素化するため、2014年に外国ポートフォリオ投資(FPI)規則を導入し、インドの資本市場への参入規制が大幅に緩和されました。FPI規則は、SEBIの外国機関投資家規則および適格ポートフォリオ投資家に係る投資枠組みに代わる規制です。

FPIは、所定の適格基準を満たし、FPI規則に基づいて登録された投資家と定義されています。FPI登録を希望する申請者の最も重要な要件は、インド居住者または非居住インド人であってはならないということです。

FPIは、付随すると考えられるリスクに基づいて、3つのカテゴリーに分類されます。

カテゴリー	投資家の種類
カテゴリーI (低リスク)	政府および中央銀行、政府機関、政府系ファンド、国際機関などの政府関連投資家
カテゴリーII (中リスク)	a) 適切に規制された*海外ファンド、例えばミューチャルファンド、投信信託、保険会社など b) 規制されていない海外ファンドのうち、その投資マネージャーが適切な規制の対象となっているもの c) ミューチャルファンド、投信信託、保険会社および再保険会社 d) 銀行、資産運用会社、投資マネージャーまたはアドバイザー、ポートフォリオマネージャー、大学基金および年金基金
カテゴリーIII (高リスク)	上記以外のもの、例えば基金、慈善団体、財団、企業体、信託、個人**およびファミリーオフィスなど

\*本国または他国の銀行規制当局または証券市場規制当局によって規制または管理されていること(当局からインドにおける投資活動が許可されていること)

\*\*非居住インド人はFPIとして登録することは認められないが、一定の条件のもとでFPIに投資することは可能

FPIは主にインドで上場している証券、例えば株式、永久債、政府債、コマーシャルペーパー、(一定の条件下での)非上場の非転換社債、担保証券、デリバティブ、ミューチャルファンドの投資口、不動産、インフラ投資信託、預託証券、翌日物インデックススワップ、金利スワップなどに投資します。FPIが非上場株式に投資できない点には注意が必要です。下記の政策が2019年のインド予算案において公表されました。

1. FPIは、投資信託と総称される不動産投資信託(REIT)やインフラファンド(InvIT)が発行した上場債券を引き受けることができるようになります。
2. FPIは、IDF-NBFC (Infrastructure Debt Fund-Non-Bank Finance Company) が発行した債券を、一定のロックイン期間内で、あらゆる国内投資家に譲渡または売却することができるようになります。
3. FPIによる会社に対する投資制限は、24%から業種ごとに認められた上限にまで拡大されました。この上限を拡大するかどうかは、投資を受ける会社の選択となります。

また、FPIはインドにおける国際金融サービスセンター(IFSC)内の証券取引所に上場している株式に投資することができます。SEBIに登録されたFPIはIFSCを通じて追加書面の作成や事前承認を必要とすることなく投資することができます。現在、一定のデリバティブがIFSCの証券取引所にて上場されています。

RBIは、SEBIとの協議を行い、FPIによる債券への投資の運用についていくつかの改正を行いました。主な変更点として、最低残存償還期限の緩和、政府債への投資制限の引き上げ、オーケションメカニズムの停止が挙げられます。RBIはFPIの特定の投資先に対する投資金額等に対しても制限を設けています。

さらに、RBIはインド政府およびSEBIと協議を行い、ボ

ランタリーリテンションルート(VRR:Voluntary Retention Route)と呼ばれる新たなスキームを導入しました。これに従った場合、FPIはマクロプルーデンスやその他のFPIの債券市場投資に適用される規制を受けることなく、債券市場投資ができることになります。

FPIは、インドの税法上、特別な税制が適用されます。FPIによって得られる典型的な所得に適用される税率は以下のとおりです。

所得の種類	税率
配当金	なし
政府債およびインド企業のルピー建債券以外から生じた利息	20%
2020年6月30日までの期間において、政府債およびインド企業のルピー建債券から生じた利息(一定の条件を満たしたもの)	5%
短期のキャピタルゲイン:	
• 証券取引税がすでに納付されている場合の上場証券	15%
• その他の証券	30%
長期のキャピタルゲイン	10%
事業所得およびその他の所得	40% - (法人事業体であるFPIの場合) 30% - (法人事業体でないFPIの場合)

上記の税率には、サーチャージと目的税が追加で課されます(適用がある場合)。また、租税条約が適用される場合には、FPIはこれらの課税に対して租税条約上の恩典を受けることができる場合があります。さらに、IFSCの証券取引所での取引でFPIが得たキャピタルゲインはインドでは免税となります。



## 資産再建会社（ARC）

資産再建会社（ARC：Asset Reconstruction Company）は、2002年金融資産の再建および証券化ならびに担保権の実行に関する法律（SARFAESI Act：Securitisation and Reconstruction of Financial Assets and Enforcement of Security Interest Act, 2002）に従って設立される特別な法人で、銀行その他の金融機関が有する不良債権の処分を図ることを目的としています。

ARCは、銀行その他が有する不良債権を買い取り、それを証券化信託の仕組みを通じて証券化することができます。ARCはこの仕組みの中で信託受託者およびマネージャーとして機能します。

不良債権の問題が深刻化したことから、インド政府はARCについていくつかの改正を実施しました。ARCの設立については、100%の直接外国投資が自動承認ルートで認められこととなりました。SARFAESI Actが改正され、ARCの設立に関する要件や運営上の要件が緩和されました。これに加え、外国ポートフォリオ投資家にARCが設定した証券化信託が発行する証券の購入が制限なく認められることとなりました。

所得税の観点からは、ARCが不良債権の買取のために設定した証券化信託は、パススルーの扱いを受けます。つまり、信託が得た利益は信託の段階では免税となり投資家である受益者において直接に課税されます。これによって、投資ストラクチャーの中で一段階でのみ課税が生じることが確保されています。

政府および規制当局がさまざまな手当をした結果として、近年、ARCに対する関心が急速に高まっています。RBIに登録された29のARCのうち、15は直近3年間の間に設立されました。

より広い観点からも、インドにおける不良債権投資はグローバルな投資家にとって魅力的な投資領域となりつつあります。政府および規制当局からいくつかの画期的な改正が実施され、新たな2016年破産倒産法が成功を収めたことで、インドの債務者の再建可能性についてポジティブな投資家はこの領域に注目をするようになりました。

## 不動産投資信託およびインフラ投資信託

インフラストラクチャーと不動産は、発展途上国にとって最も重要な産業セクターです。インフラストラクチャーを整備することで、国の全体的な発展が促進されます。また、安定的な民間投資、海外からの投資を呼び込むことができ、それにより資本基盤が充実し、主たる産業分野の持続的な成長が可能となります。不動産セクターは住宅供給、不動産販売業、住宅の賃貸、商業用不動産の運営などを含み、この事業分野が強固であることは経済の成長にとって不可欠であるとともに、他の産業への相乗的な効果も生み出します。



この2つの分野が発展することはインドにとって重要性が高いものの、それには非常に多額かつ継続的な資本の供給が必要となります。政府がそのために準備できる資金には限界があることから、他の資金調達の手段が確保されていることが必須となります。不動産投資信託 (REIT) とインフラ投資信託 (InvIT) という投資ビーカルは、民間からの資金をインフラおよび不動産業へ受け入れるとともに、伝統的な民間資金調達先である金融機関のリスクを軽減する効果をもたらします。



No	主たる関係者	特徴／利点
1	スポンサー (REITを 設定した者)	一般的には開発業者または金融機関 開発業者にとって投資資金回収の機会となる 中断したプロジェクトの完成に必要な資金を供給できる
2	投資家	アクセスが容易でない対象への投資への参加機会が得られる 投資の分散化により、全体的な投資リスクを軽減できる 参入や資金の引き上げが容易な不動産投資の機会となる

## SEBI規則の主要な点

### 信託設定に関する主たる要件

投資信託を設定するためには、スポンサーは以下の要件を満たしている必要があります。

- ・ 資産規模50億ルピー以上
- ・ 募集規模25億ルピー以上
- ・ 25%以上を募集（私募InvITを除く）
- ・ 投資家の数 (REITの場合には最低200、公募InvITの場合には最低20)

さらに、信託を設定する場合、スポンサーはSEBI規則に従って一定の投資をする必要があります。

### 定期的な利益分配

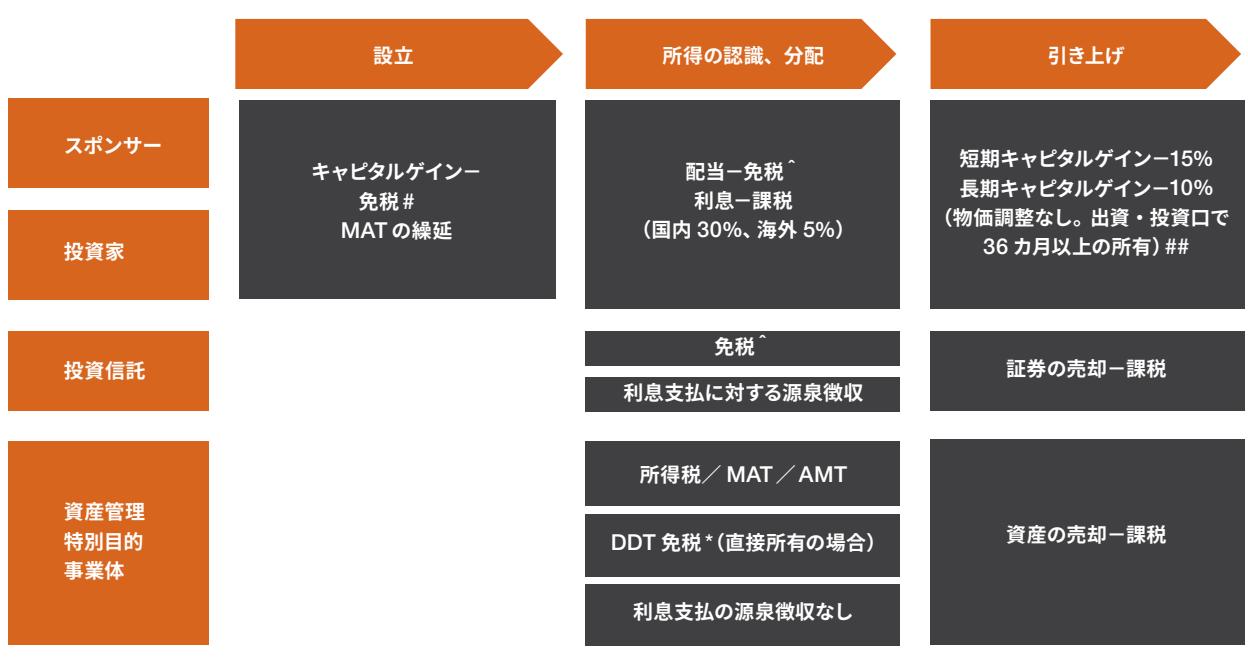
投資信託は投資口の所有者に対して、分配可能利益の過半を配当として定期的に分配する必要があります。

## 海外からの投資信託に対する投資

海外からの投資信託に対する投資は、インドにおける資金の需要に対して追加的な調達ルートを確保するという観点から認められています。投資信託に対する投資はFDIのルールにより「投資ビークルに対する投資」として別途認められており、この投資ビークルにはREITとInvITが含まれます。外国からの投資は不動産業に対しては禁止されていますが、REITは海外からの投資を呼び込むためにこの不動産業の定義から明示的に除外されています。すでに述べたとおり、海外ポートフォリオ投資家は投資信託が発行する上場債券の引受けができるようになります。

スポンサー、投資マネージャーおよびアセットマネージャーがインド市民により支配または所有されている際の取り扱いはAIFと同様です。投資信託から特定目的事業体(SPV:Special Purpose Vehicle)に対する投資は国内投資として取り扱われます。また、投資信託口の売却、償還または換金は自動承認ルートにより認められています。

## 投資信託に対する課税の概要



# 法人の株式をREITの投資口と交換した場合

^ 1,000万ルピーを超える配当は10%の税率で課税

## 10万ルピーを超える場合

\* 投資信託が資産管理特別目的事業体の株式を100%保有しており、当期利益から配当を行う場合においては配当分配税(DDT)は免税

注: サーチャージと健康教育目的税を除いた税率

7

## 合併・買収（M&A）

## インドのM&Aの枠組み

インドの規制の枠組みでは、事業買収や譲渡、分割について複数の法的形態による組織再編を定めていますが、それぞれの課税関係および規制面における難易度は形態により異なります。主な形態は以下のとおりです。

- 株式買収
- 事業譲受または資産譲受
- 合併または会社分割

## 株式買収

### 株式を譲渡した者に係る課税関係

インド企業の株式の譲渡益はキャピタルゲインとして課税されます。ただし、租税条約が締結されている場合は、その恩典を享受することができます。以下の表に記載するとおり、譲渡した株式が上場株式または非上場株式かにより課税関係が異なります。

キャピタルゲインの性質	非上場株式・非公開会社株式	上場株式
長期キャピタルゲイン (LTCG) (上場株式の場合12カ月以上、非上場株式の場合24カ月以上保持している株式からのキャピタルゲイン)	居住者の場合 – 20% (物価補正あり)  非居住者の場合 – 10% (物価補正・為替換算調整なし)	<ul style="list-style-type: none"><li>証券取引所を通じて売却された場合 10万ルピーを超える利益に対しては、居住者と非居住者のいずれも10% (物価補正あり) の税率で課税 ただし、2018年1月31日までに生じた利益については免税</li><li>証券取引所以外で売却された場合<ul style="list-style-type: none"><li>居住者 – 10% (物価補正なし) または 20% (物価補正あり) のいずれか低い税率</li><li>非居住者：<ul style="list-style-type: none"><li>外国通貨で取得した場合 – 20% (物価補正なし、為替換算調整あり)</li><li>インド・ルピーで取得した場合 – 10% (物価補正なし) または20% (物価補正あり) のいずれか低い税率</li></ul></li></ul></li></ul>
短期キャピタルゲイン (STCG) (上記以外のキャピタルゲイン)	居住者である法人、有限事業組合 (LLP) および組合の場合 – 30%または25% (2016年度～17年度の売上高が25億ルピー以下の企業の場合) 個人の居住者の場合 – 当該所得に適用される税率 非居住者である法人の場合 – 40%	<ul style="list-style-type: none"><li>証券取引税が支払われたもの – 15% 上記以外 – 非上場株式の売却処理と同様</li></ul>

所得税法には、濫用防止条項が規定されています。それに従い、株式売却価格が公正市場価格 (FMV) より低い場合、その差額に対する追徴課税が売主と買主の両方に課されます。例えば、資産がFMVよりも低い価格で販売された場合、FMVと売却価格との差額に対して、売主は23.3%のキャピタルゲイン税を、買主は、35%の買取税を支払う必要があります。

2019年財政法案では、この濫用防止条項を修正して、所定のクラスの人々が行う取引についてはCBDTにこの規定

の適用を制限する権限を与えることが提案されています。

## 間接譲渡に対する課税

外国法人の株式の価値が実質的にインドに所在する資産の価値に起因している場合において、その外国法人の株式の譲渡があったときは、売主に対してインドでの課税が生じます。インドに所在する資産のFMVが(a) 1億ルピー超であり、かつ(b) その外国法人の保有する資産の価値の少なくとも50%を占めている場合には、その企業の株式の価値が実質的にインドに所在する資産に起因していると判定されます。

ただし、譲渡者の持分が5%以下で外国法人の管理・支配権限を有していない場合には、上記の規定は適用されません。さらに、外国法人の合併や分割において生じた譲渡については、一定の条件を満たす場合にはキャピタルゲインが免税となります。

### 株式を取得した者に係る課税関係

- SEBIにおける買取規定によると、上場法人の株式の25%(またはそれ以上)の取得または支配を行う場合には、買主は他の株主に対して公開買付を実施する義務を負うこととされています。
- 株式取得に係る借入金の利息は、取得した株式から得られる配当所得が非課税であることから、損金不算入になると考えられます。
- 買主(非居住者を含む)は非居住者である売主への支払の際にキャピタルゲインに対する源泉徴収義務が課されています。従って、買主はインドでの納税者番号を取得する必要があります。株式売買に係る当事者は、インドの税務当局から異議のない旨の証明書(Non Objection Certificate)を取得することで株式の取引前に源泉徴収に係る課税関係を明確化することができます。
- さらに、2019年財政法案により、2019年7月5日以降にセクション2(24)(xviiia)に規定する性質の収入を非居住者が居住者から無償または低価で受け取った場合には、

その所得は、インド国内源泉所得に該当することとされました。

### 印紙税

- 株式譲渡対価には、株券の譲渡を伴う場合には0.25%の印紙税が課されます。
- 2019年暫定財政法案では、株式譲渡対価に対して(それが株券の譲渡を伴うか、電子化された株式であるかを問わず)0.015%の印紙税を徴収することを提案しています。

### 株主に変更がある場合の欠損金の取り扱い<sup>(注釈29)</sup>

- 上場企業の場合には株主の変更は繰越欠損金の利用に影響を与えません。
- 非上場企業においては、50%以上の株主の変更の場合には、繰越欠損金(未減価償却額を除く)の利用が認められません。
- しかし、最近の所得税法の改正で、破産倒産法のもとで承認された破綻処理計画に従って株式の所有者が変更となった場合はこの例外とされています。

### 株式評価

RBIは、居住者と非居住者の間で行われるインド企業の株式売買取引に係る価格算定を規制しています。RBIは規定期を標準化し、国際的に認められた算定方法に従って当事者間で株式を評価することができるようになっています。



29. 未減価償却額には適用なし

# 事業・資産取得モデル

インドでの事業の譲受には下記の2つのモデルがあります。

- (a) 資産譲受モデル：買主が譲り受ける資産を選別し、負債や不要な資産は譲り受けない
- (b) 事業譲受モデル：買主が事業に付随する資産、負債を含め事業全体を事業継続を前提として譲り受ける

## 資産譲受モデル

### 売主に係る課税関係

- 資産ごとにキャピタルゲインが算出され、各資産の保有期間にによって短期キャピタルゲインまたは長期キャピタルゲインとして課税されます。償却資産の売却は全て短期キャピタルゲインに分類されます。資本資産以外の全ての資産から生じる利益は、事業所得として課税されます。
- キャピタルゲインは、資産の売却価格から当該資産の取得原価を差し引いて計算されます。長期キャピタルゲインを計算する場合の取得原価は、毎期税務当局から通知される物価調整指数に基づいて補正されます。自社開発の無形資産については、取得原価はキャピタルゲインの計算上はないものと見なされます。
- 動産の譲渡に対しては、規定された税率のGSTが課されます。
- 不動産の譲渡価額が譲渡時のFMVを下回る場合、契約日に印紙税の評価担当官が決定した評価額がFMVであるものと見なされます。

### 買主に係る課税関係

- 不動産の譲受においては、買主は譲り受ける不動産が所在する州の税率により印紙税が課されます。
- 買主は購入資産に対する支払対価に基づく減価償却費を損金算入することができます。

### 印紙税

- 動産の譲受についても印紙税が課される場合があります。

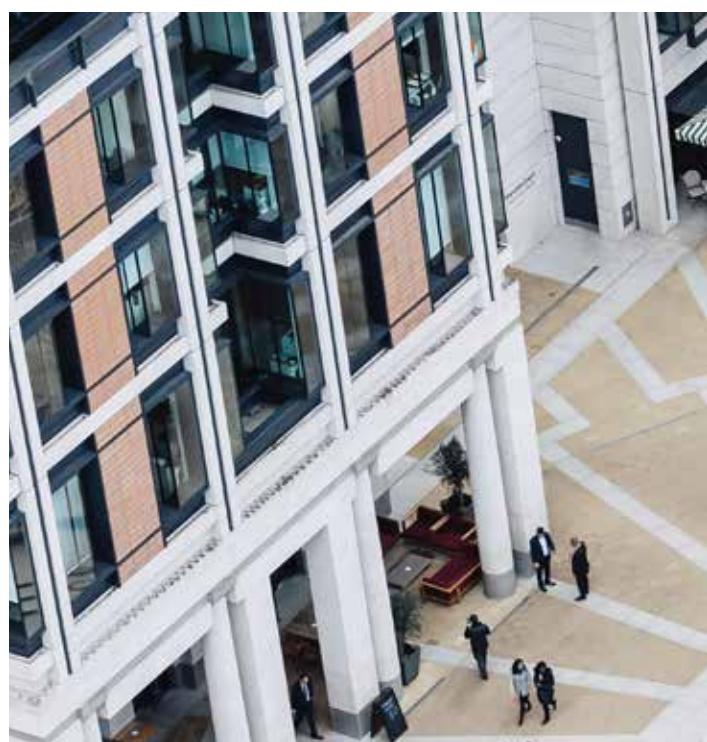
## 事業譲受モデル

### 売主に係る課税関係

- キャピタルゲインは売却価格から所定の方法により計算された売却した事業に係る純資産価額を差し引いて計算されます。
- 売却した事業が3年を超えて継続していた場合にはその売却益は長期キャピタルゲインとして課税されます。物価補正は適用されません。
- キャピタルゲインの税率は、長期キャピタルゲインの場合には20%、短期キャピタルゲインの場合には30%です。
- 事業継続(ゴーイングコンサーク)を前提とした事業譲受についてはGSTの対象となりません。

### 買主に係る課税関係

- 事業譲渡に係る買主の資産取得価額は、購入金額および負債の評価額の合計額をFMVに基づき各資産に配分し計算されます。
- 資産または事業の譲受に伴う借入利息は原則として損金算入することができます。
- 事業譲受に関連して発生した費用は事業経費として損金算入することはできません。
- 事業譲受の場合、企業の税務上の繰越欠損金は引き継ぐことができません。



## 合併および会社分割

ある状況下では、買収した企業を合併または会社分割により買主グループへ統合することができます。この手続きは2013年会社法によって規定されており、通常は会社法審判所(NCLT:National Company Law Tribunal)の承認が必要となります。

合併および会社分割は通常、州ごとに規定される異なる税率で印紙税の対象となります。上場企業が合併および会社分割を行う場合には証券取引所およびSEBI、RBI、その他の規制当局の承認が求められます。合併および会社分割は一定の条件を満たすことで課税関係を生じさせないことができます。関連規定は以下のとおりです。

根拠	合併	分割
所得税法上の定義	1つ以上の法人が他の法人と合併すること、または、2つ以上の法人が1つの法人となる場合で、以下の条件を満たすもの <ul style="list-style-type: none"><li>• 被合併法人の全ての資産および負債が合併法人に移転されること</li><li>• 被合併法人の株主の75%以上(価値基準で算定)が合併法人の株主となること</li></ul>	2013年会社法第230-232条に基づく方法に沿って分割法人から分割承継法人への事業の移転を行う場合で、以下の条件を満たすもの <ul style="list-style-type: none"><li>• 分割法人の承継事業に関する全ての資産および負債が帳簿価額にて分割承継会社に移転されること</li><li>• 分割法人の株主の75%以上(価値基準で算定)が分割承継法人の株主となること</li><li>• 分割法人の株主に対して分割承継会社の株式が均等に発行されることにより、その株主が保有する株式について対価の弁済が行われること</li><li>• 事業継続を前提とした事業移転であること</li></ul>
繰越欠損金と損金未算入の減価償却額の引き継ぎ	被合併法人が製造設備を有する事業を行っている場合、事業承継要件や資産保有要件などを満たすことを条件として、合併法人は被合併法人の繰越欠損金と損金未算入の減価償却額を引き継ぐことができる	分割承継法人は分割法人から分割の対象となった事業に直接関係する繰越欠損金や損金未算入の減価償却額を、繰越可能期間の範囲で引き継ぐことができる。共通部分から生じた損失についても、事業の割合に応じて引き継ぐことができる





## クロスボーダー合併

インド企業省 (MCA:Ministry of Corporate Affairs) は、2013年会社法に基づき、クロスボーダー合併に関する規定を導入しました。

1956年の旧会社法では、インドの内国会社と外国会社の合併のうちインバウンド M&A のみ認められていましたが、2013年会社法ではこれに対して大きな改正が加えられ、インバウンド M&A、アウトバウンド M&A の両方が法的に認められることとなりました。

アウトバウンド M&A は、対象の外国会社がある特定の国で設立されている場合にのみ許可されます。

内国会社と外国会社の企業価値評価の算定は、譲受企業の所在地にある公認専門機関の鑑定士によって行われなければならず、当該評価は、国際的に認められた会計および評価の方法に準拠していかなければなりません。

2018年外国為替管理(クロスボーダー合併)規則に基づいたクロスボーダー合併取引は、2013年会社法により要求される RBI の承認を受けたものと見なされます。

2019年インド政府国家予算案において、政府は「最小限の政府と最大限のガバナンス」に力を入れ、「事業のしやすさ」とスタートアップ事業の促進に引き続き焦点を当てています。さらに、これらの目標を実現するための税制改正を提案しています。政府によるイニシアチブが、税法の改善を促進し、インドにおけるさまざまな産業の発展に道を開くことが期待されています。

# 8

## 移転価格税制

グローバリゼーションは産業界において最も重要な側面の1つです。世界経済の統合に伴い、多国籍企業は外国直接投資と海外の関係会社の設立を加速させています。この拡大局面において、関連するグループ会社間で有形・無形の商品・サービス取引が必要となり、結果としてこのようなクロスボーダー取引における価格設定が重要な問題となっています。

インドにおける移転価格税制は2001年4月1日から、1961年所得税法セクション92条 - 92条 Fの規定として施行されています。この規定に基づき、国外関連者との取引価格設定を独立企業原則に基づいて設定することが求められます。インド国内法における移転価格税制は、おおむねOECD移転価格ガイドラインに基づいたものとなっており、移転価格算定方法の詳細や精緻な移転価格文書を準備する義務を含む内容となっています。

移転価格税制は長い時間をかけて形成された仕組みで、正確な科学ではないと言われます。課税において最も議論を呼び、係争に至りやすい領域の1つです。また、インドは、世界で最も厳しい移転価格調査を行う国として知られています。近年、インド政府は、移転価格関連の係争を減少させ、利害関係者に十分な確実性をもたらすために、複数の代替的紛争解決メカニズムを導入しました。さらに、インドの裁判所は、マーケティング無形資産、グループ内役務提供やファイナンス取引といった、移転価格の複雑な問題に関する多くの判決を下しています。

BEPSに関する問題に取り組むため、OECDおよびG20諸国はBEPS行動計画を公開しました。これは、利息控除、PEおよび3種の移転価格文書のガイダンスを含む15の行動計画から構成されています。

2018年度～19年度における移転価格税制における主なトピックは以下のとおりです。

#### 国別報告書(CbCR)の交換のための米印2国間

#### 適格当局間合意 (BCAA:Bilateral Competent Authority Agreement) の締結<sup>(注釈30)</sup>

2019年3月27日、インドと米国は、国別報告書(CbCR:Country-by-Country Report)の交換に関する当局間合意に署名しました。これにより、それぞれの国で最終親会社により提出された、2016年1月1日以降のCbCR情報が2国間で自動的に交換されるようになりました。今後は、米国の多国籍企業のインド子会社は、インドでCbCR情報をインド課税当局に提出する必要がなくなるため、同レポートをそれぞれの国で提出しなければならなかったコンプライアンスに関する問題が解消されます。

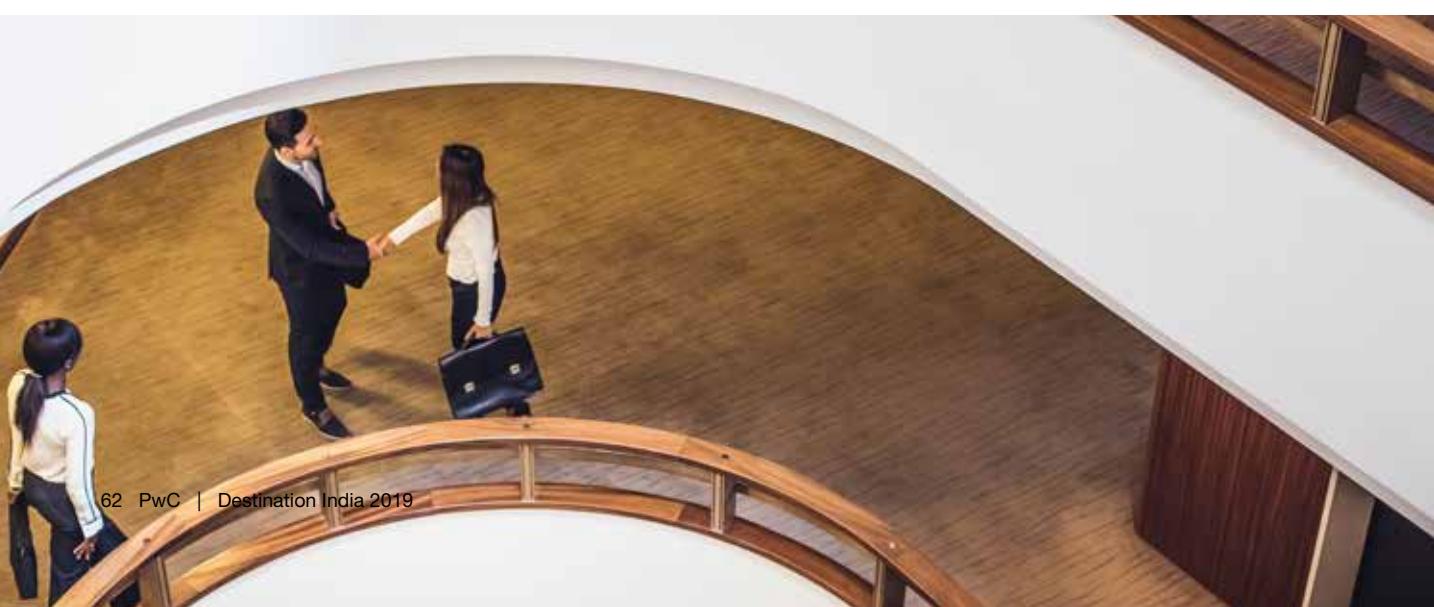
インドはまた、CbCRの交換のための多国間適格当局間合意(MCAA:Multilateral Competent Authority Agreement)に署名しました。これにより、インドと62の国・地域の間でCbCRの交換が行われることとなりました。

#### 一般的租税回避防止規定(GAAR)

GAARとは、取引形式よりもその実態に重きを置いた判断を行うという実質優先(substance over form)の原則を税法に取り込んだものといえます。過去に複数の重要判例において本原則が議論されてきました。GAARでは許容し難い租税回避行為(IAA)が規定されていますが、これは税務上の恩典を享受することを主たる目的として行われた取引のみを対象としています。

GAARの規定は、2017年4月1日以降に行われた取引で、税務上の恩典の額が3,000万ルピーを超える取引に適用されます。GAARが適用されると、その取引に関する租税条約上の特典が否認されるおそれがあります。

30. [www.incometaxindia.gov.in/Lists/Press%20Releases/Attachments/751/PressRelease\\_Signing\\_Inter\\_\\_India\\_USA\\_27\\_3\\_19.pdf](http://www.incometaxindia.gov.in/Lists/Press%20Releases/Attachments/751/PressRelease_Signing_Inter__India_USA_27_3_19.pdf)



## 過少資本税制

### (国外関連者に対する過大支払利息の損金不算入)

インドはこれまでOECDのBEPS行動計画へのコミットメントを表明しており、国内税制に複数の改正を行っています。BEPS行動計画の目的は、既存の抜け穴をふさぎ、条約締約国との情報共有を強化し、二重非課税を防止することにあります。これに従い、インド政府はすでに国外関連者に対する過大支払利息の損金不算入規定を導入しています。これは、インドの内国会社またはインドにおける外国会社のPEの支払利息の損金算入に制限を課すもので、原則として、国外関連者への利息の支払のうち、利息・税金・減価償却費控除前利益(EBITDA)の30%を超える部分は税務上の損金として認めないとというものです。この規定に基づき損金不算入となった超過支払利息は、最大8年間まで繰り越して控除の対象とすることができます。この規定は、利息等の計上が1,000万ルピーを超える場合にのみ適用されます。

## 移転価格調査

移転価格調査において問題とされる主たる国外関連取引には、マーケティング無形資産の形成、マネジメント費用の支払および金融取引といったものがあります。

- **広告・マーケティングおよび販売促進費用 (AMP: Advertising, Marketing and Promotion)に関する課税:** AMPに関する課税は、今日のインドにおける移転価格訴訟において最も注目を集めているものの1つです。インドの移転価格調査官は、納税者(インド子会社)が親会社やグループ関連会社に対し、親会社の所有するブランド価値の形成や価値の増大を支援しており、その結果としてマーケティング無形資産が創造されていると主張しています。そのため、納税者がマーケティング無形資産の創造のために提供した支援に対して、独立企業間原則に基づく適切な利益を確保することを求めていました。いくつかの事例では、下級審の判決に対して、AMPの支出は国外関連取引に該当しないとして最高裁判所へ特別抗告が行われました。また、いくつかの裁判では国が敗訴しているにもかかわらず、移転価格調査官がAMP費用についての課税を行おうとするケースも見られます。
- **マネジメントサポート費用の支払:** マネジメントサポート費用の支払における独立企業間価格は、争いが起きや



すい領域です。インドの課税当局は、そのようなサービスを受けたこと、サービスを受ける必要性およびそのサービスがどのような便益をもたらしたかに関する証拠の提供を求めており、独立企業間価格はゼロであると主張しています。複数の判例において、当局にはそのようなサービスが事業上必要ではなかったと判断することはできないとされていますが、調査官はその必要性を疑問視し続けています。

- **信用保証料:** これは移転価格訴訟において最も議論されてきた問題の1つです。課税当局は多くの場合、銀行が提供する保証料率を、独立した比較可能な関連会社間の保証料のベンチマークとして参照します。しかし租税裁判所においては、銀行が行う無担保での保証(naked guarantee)に係る保証料は、関係会社の行う保証とは異なるものであり、リスク、機能、条件、期間等の差異を調整しない限り関連会社間の保証取引と比較することはできないとする判例があります。

## 事前確認制度 (APA) (注釈31)

2019年4月3日、CBDTは、2018年度～19年度における事前確認制度(APA:Advanced Pricing Agreement)に関するプレスリリースを発表しました。インドのAPAの主要なポイントを示した本プレスリリースによれば、これまでに271のAPAが合意され、そのうち240はユニラテラルAPA、31がバイラテラルAPAでした。2018年度～19年度においては52

31. [www.incometaxindia.gov.in/Lists/Press%20Releases/Attachments/754/PressRelease\\_Indian\\_Advance\\_Pricing\\_Agreement\\_3\\_4\\_19.pdf](http://www.incometaxindia.gov.in/Lists/Press%20Releases/Attachments/754/PressRelease_Indian_Advance_Pricing_Agreement_3_4_19.pdf)

のAPA(41のユニラテラルAPA、11のバイラテラルAPA)が合意されました。また、CBDTはAPAの迅速な合意に向けた努力を継続しており、納税者は期待していいだろうとも述べられています。

また2018年度～19年度において納税者によって行われた新たなAPAの申請には、BPOビジネス関連、IT／ITサービス、リスクマネジメント・ソリューション・プラットフォームの提供、清掃および衛生関連製品といった多様な産業からのものがあります。

特筆すべき点は、ユニラテラルAPAからバイラテラルAPAに焦点が移行しつつあることです。APAによってたらされた進展によって、インド政府は非対立的な形で課税問題を解決する姿勢を強めることとなりました。インドのAPAは、複雑な移転価格に関する問題を公平かつ透明性のある方法によって解決できる手段として、国内外で評価されています。

#### 国別報告書(CbCR)

インド政府は、3種の移転価格文書を導入しました。これにより、納税者はマスターファイル、ローカルファイルおよび国別報告書(CbCR)の準備が求められることとなりました。

CbCRに関するコンプライアンスは、前年度の連結売上が550億ルピーを超える多国籍企業グループに適用されます。CbCRの申告期限は、以前は法人所得税の申告期限でしたが、現在は報告会社の会計期間末日から12カ月とされています。その多国籍企業グループの本社の所在地国でCbCRの申告が行われず、インド国外の代替報告会社の指定もない場合には、その企業グループのインドにおける関連会社がインド国内にてCbCRの申告を行う必要があります。

## 2019年インド政府国家予算案における主な改正

### 第二次調整に関する規定

第二次調整は、移転価格における特定の局面（自主的な調整、APAの合意、セーフハーバーの適用、相互協議の合意、または納税者が当局の課税を受け入れることで加算調整が発生した場合）において、第一次調整額に相当する金銭がインドへ還流されない場合に生じます。この場合、特定の方法で、第一次調整金額に対する認定利息が課税所得に加算されます。第二次調整に関する実務上の懸念を解決するために、1961年所得税法のセクション92CEに以下の修正を行なうことが提案されました。

- 第一次調整額が1,000万ルピーを超えない場合、または2015年度～16年度以前の調整額に関するものである場合には、本規定は適用されないことが明確化されました。
- 認定利息は、第一次調整額のうちのインドに返還されない額に関してのみ課されることが明確化されました。
- 2017年4月1日以前に合意したAPAに基づく加算調整に係る第二次調整に対する救済措置が導入されました。しかしながら、既存の規定に従いすでに支払われた税は還付されないものとされています。
- 第一次調整額のインドへの送金に関しては、必ずしも取引当事者である国外関連者からである必要はなく、インドに居住地を有さない他の国外関連者からでも可とされました。
- 納税者が第一次調整額の18%の追加税額およびそれに対する12%のサーチャージを支払うことで、認定利息の課税を発生させないオプションが与えられました。この税の支払には所得控除が認められず、税額控除の対象にもできないとされています。

上記のうち、はじめの4つに関しては、明確化であり、2017年度～18年度から適用されます。最後の修正に関しては2019年9月1日より発効するものとされています。

#### APAの合意に基づく法人所得税申告の修正に関する 税務調査官の権限

1961年所得税法セクション92CD(3)は、調査または再調査が許容される期間の経過後であっても、APAの合意に基づく過年度の法人所得税申告書の修正は行うことができるとしています。この規定によれば、税務調査官は、APAの合意に基づき、過年度の課税所得に関して「調査、再調査または再計算」ができることから、このような場合には、本規定に基づいて新たな調査や再調査が可能であるという解釈の余地がありました。今回の改正では、この規定は税務調査官にAPAの合意に関して過年度の申告内容の修正のための更正処分を行わせるものであり、調査官に当該年度に対して新たな調査または再調査を行う権限を与えるものではないことが明確化されました。本修正は2019年9月1日から発効します。

#### マスターファイル

1961年所得税法のセクション92Dは、多国籍企業の一員たる納税者が国外関連者と取引を行う場合で、グループ売上が一定の額を超える場合には、マスターファイルを作成して提出しなければならない旨を規定しています。これは、BEPS行動計画13の要請によるものであり、マスターファイルには、多国籍企業グループに関するサプライチェーンや付加価値の源泉となる要素といった重要な情報が記載されることとされています。

今回の改正では、マスターファイルが提出される担当部局以外の税務調査官やコミッショナー（異議申立担当）は、マスターファイルの提出を求める権限を有さないものとされました。この修正案は2019年度～20年度から発効します。

#### CbCR提出の対象となる会計年度

1961年所得税法のセクション286に基づき、親会社または代替報告会社(ARE:Alternate Reporting Entity)がインドの居住者である場合には、前会計年度に関する多国籍企業グループの国ごとの売上、利益、従業員数等に関する詳細

な情報から構成されるCbCRをインドの課税当局に提出することが求められます。CbCRの提出はBEPSアクションプラン13の要請に基づき導入されたものです。

AREの場合には、親会社がインド居住者ではないにもかかわらず親会社の会計期間に従って前年分のCbCRの提出を行うことができるかという疑問がありました。そのため、扱いを明確にするために、AREがCbCRの報告を行う場合には、その親会社の会計期間に基づきCbCRを提出する旨が明確化されました。本修正案は2016年度～17年度以降の年度に遡及して有効となります。

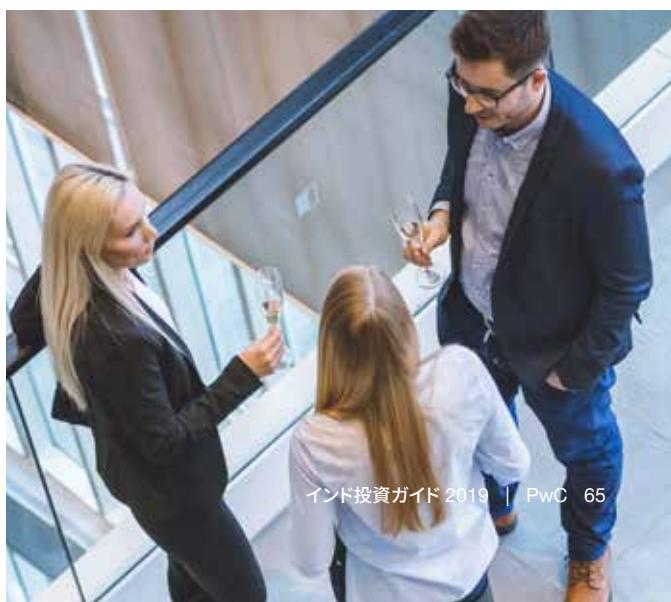
#### その他の進展

##### 印香租税条約<sup>(注釈32)</sup>

2018年3月19日、インドは香港特別行政区(HKSAR)との間の租税条約(DTAA)に署名しました。本条約は2018年11月30日に発効しました。これにより、インドと香港間での二重課税の防止および情報交換が図られるとともに、インド－香港間の投資、技術および人材の流れが活発化することが期待されています。本条約が租税に関する問題を透明化し、税源侵食や租税回避の減少に資することはとりわけ重要です。

##### 印中租税条約<sup>(注釈33)</sup>

2018年11月26日、租税回避を防止することを目的として、インドと中国は既存のDTAAの修正に関する議定書に署名しました。この議定書により、情報交換に関する租税条約の規定が国際基準に整合的な形で改定されることになりました。また、BEPS行動計画に定められた租税条約に関するミニマムスタンダードを実施するために必要な変更が導入されたことで、多国籍企業に関する国別の税務関連の情報における透明性を高めることになります。



32. <https://taxguru.in/income-tax/dtaa-india-hong-kong.html>  
33. <http://pib.nic.in/newsite/PrintRelease.aspx?relid=185951>

# お問い合わせ先

PwC Japanグループ インドビジネスデスク

## 【東京事務所】

尻引 善博

PwC あらた有限責任監査法人  
パートナー

080 3703 8848  
yoshihiro.shiribiki@pwc.com

岩嶋 泰三

PwC アドバイザリー合同会社  
パートナー 公認会計士

090 2227 9027  
taizo.iwashima@pwc.com

シュボーブルト・ムカルジー (Subhabrata Mukherjee)

PwC 税理士法人インドデスク  
シニアマネージャー

090 9136 8733  
subhabrata.s.mukherjee@pwc.com

中間 雅彦

PwC コンサルティング合同会社  
シニアマネージャー

080 1226 6207  
masahiko.nakama@pwc.com

ダルシャック・カムダール (Darshak Kamdar)

PwC アドバイザリー合同会社  
シニアマネージャー インドデスクディールサービス

090 3912 5978  
darshak.d.kamdar@pwc.com

デバイян・チャンドラ (Debayan Chandra)

PwC コンサルティング合同会社  
マネージャー

080 4296 4464  
debayan.d.chandra@pwc.com

大川 広

PwC 税理士法人  
マネージャー 税理士

090 9681 1641  
hiroshi.h.okawa@pwc.com

横山 義晃

PwC 税理士法人  
マネージャー

080 7177 0964  
yoshiaki.x.yokoyama@pwc.com

## 【名古屋事務所】

黒柳 康太郎

PwC あらた有限責任監査法人  
ディレクター

070 1464 3058  
kotaro.kuroyanagi@pwc.com

濱田 孝一

PwC あらた有限責任監査法人  
シニアマネージャー 米国公認会計士

080 30277524  
koichi.hamada@pwc.com

## PwC India 日系企業部

---

### 【デリー／グルガオン事務所】

古賀 昌晴

プライスウォーターハウスクーパースプライベートリミテッド  
ディレクター(ムンバイ／コルカタ、ネパール、バングラデシュ兼務)

+91 (0) 9650388830  
masaharu.koga@pwc.com

笠井 周

プライスウォーターハウスクーパースプライベートリミテッド  
アソシエイトディレクター(監査等)日本国公認会計士  
(ネ／アーメダバード兼務)

+91 (0) 9560106683  
chikashi.kasai@pwc.com

松原 一弘

プライスウォーターハウスクーパースプライベートリミテッド  
マネージャー アドバイザリー

+91 (0) 9650208927  
kazuhiro.m.matsubara@pwc.com

高木 貴文

プライスウォーターハウスクーパースプライベートリミテッド  
マネージャー 税務

+91 (0) 7303848999  
takafumi.takagi@pwc.com

比村 恵

プライスウォーターハウスクーパースプライベートリミテッド  
アシスタントマネージャー 税務

+91 (0) 9560502295  
himura.megumi@pwc.com

芦田 千尋

プライスウォーターハウスクーパースプライベートリミテッド  
アソシエイト 税務

+91 (0) 9910397025  
chihiro.ashida@pwc.com

### 【バンガロール事務所】

座喜味 太一

プライスウォーターハウスクーパースプライベートリミテッド  
マネージャー 日本国公認会計士(チェンナイ／ハイデラバード兼務)

+91 (0) 6366440227  
taichi.z.zakimi@pwc.com

### 【チエンナイ事務所】

山崎 嘉夫

プライスウォーターハウスクーパースプライベートリミテッド  
アシスタントマネージャー(スリランカ兼務)

+91 (0) 9962817839  
yoshio.yamazaki@pwc.com

[www.pwc.com/jp](http://www.pwc.com/jp)

---

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社（PwCあらた有限責任監査法人、PwC京都監査法人、PwCコンサルティング合同会社、PwCアドバイザリー合同会社、PwC税理士法人、PwC弁護士法人を含む）の総称です。各法人は独立した別法人として事業を行っています。

複雑化・多様化する企業の経営課題に対し、PwC Japanグループでは、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、そして法務における卓越した専門性を結集し、それらを有機的に協働させる体制を整えています。また、公認会計士、税理士、弁護士、その他専門スタッフ約8,100人を擁するプロフェッショナル・サービス・ネットワークとして、クライアントニーズにより的確に対応したサービスの提供に努めています。

PwCは、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することをPurpose（存在意義）としています。私たちは、世界157カ国に及ぶグローバルネットワークに276,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本報告書は、PwCメンバーファームが2019年に発行した『Destination India 2019』を翻訳したもので。翻訳には正確を期しておりますが、英語版と解釈の相違がある場合は、英語版に依拠してください。

電子版はこちらからダウンロードできます。[www.pwc.com/jp/ja/issues/globalization/country/india.html](http://www.pwc.com/jp/ja/issues/globalization/country/india.html)

オリジナル（英語版）はこちらからダウンロードできます。[www.pwc.in/research-insights/2019/destination-india-2019.html](http://www.pwc.in/research-insights/2019/destination-india-2019.html)

発刊年月：2020年1月 管理番号：I201911-9

©2020 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity.

Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.



**pwc**